

1 再犯防止施策の経緯について

■最近の政府の取組（その1）

平成16年末から平成17年にかけて、重大再犯事件が立て続けに発生。
→出所者等の再犯防止は、政府全体の課題であるという認識



①平成24年7月犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」が決定

政府として初めて、再犯防止に関する数値目標を掲げた長期的・総合的な対策を策定

②平成26年12月 犯罪対策閣僚会議で宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が決定

再犯防止を進める上でカギとなる自立に必要な「仕事」と「居場所」の確保のための施策と数値目標を設定し、経済界や国民に理解と協力を呼び掛け

③平成28年7月 犯罪対策閣僚会議で薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策が決定

立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等が、刑事司法関係機関のみならず、社会においても“息の長い”支援を受けられるようにするための施策を決定

1 再犯防止施策の経緯について

■ 最近の政府の取組（その2）

④ 平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律が成立・施行

都道府県及び市町村についても、地域の状況に応じた再犯防止施策を策定し、実施する責務を規定

⑤ 平成29年12月15日 「再犯防止推進計画」が閣議決定

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成30年度から34年度末までの5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

（参考）平成30年4月1日 鳥取県が全国で初めて地方再犯防止推進計画を策定する

再犯防止推進法第8条第1項に定める計画を鳥取県が全国で初めて作成した。取り組む施策としては下記の通り。

- ① 国・民間団体等との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止と、学校等と関係した就学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

(参考) 再犯の防止の推進等に関する法律 (再犯防止推進法) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2～5 略

(地方再犯防止推進計画)

第八条 **都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。**

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 **地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。**

2 国の再犯防止推進計画の概要について

■ 計画期間

平成30年度から令和4年度まで（**5年間**）

■ 5つの基本方針

- 1 「誰一人残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- 2 刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- 4 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

■ 7つの重点分野

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した就学支援
- 4 特性に応じた効果的な指導
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- 6 地方公共団体との連携強化
- 7 関係機関の人的・物的体制の整備

3 再犯防止に係る宮城県の対応について

■ 本県における対応

1. 令和元年度中に「宮城県再犯防止推進計画」の策定
2. 宮城県再犯防止推進モデル事業を実施

■ (参照) 他の都道府県における地方再犯防止推進計画の策定状況 (令和元年度法務省調査)

R1.10.1時点

策定状況	団体数 (都道府県・政令指定都市)
①策定済み	17
②パブリックコメント手続き中 (終了している場合を含む)	0
③関係機関等との協議会等で検討中	24
④庁内で策定に向けて検討中 (協議会等の設置予定を含む)	21
⑤庁内で策定の可否を検討中	3
⑥現時点で策定予定なし	2

4 宮城県再犯防止推進計画策定に係るこれまでの取組について

【平成30年度】

- ◆ **ワーキンググループ第1回会議**（平成30年12月14日）
〈議題〉
 - ・ 再犯防止推進計画の策定に係る今後の予定
 - ・ 「宮城県再犯防止推進計画」の「施策の方向性」についての意見交換など
- ◆ 計画の策定に関して関係部局へ意見照会（平成30年12月）
 - ・ 骨子案への意見照会（庁内全課室）
 - ・ 再犯防止に関する施策に関する実施状況の照会（庁内全課室）
- ◆ **ワーキンググループ第2回会議**（平成31年1月29日）
 - ・ 「宮城県再犯防止推進計画」の骨子（案）についての意見交換

5 宮城県再犯防止推進計画（中間案）の概要について

宮城県再犯防止推進計画（中間案） 概要

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

刑法犯認知件数は、平成14年をピークに大きく減少している一方で、再犯者の割合は50%前後を推移している。

本計画に基づき施策を推進することにより、本計画の対象者が、社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し、地域に定着できるように支援し、再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を勘案して策定するものです。

3. 計画の対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者とします。

4. 計画期間

第2章 基本方針

国の再犯防止推進計画を踏まえて、3つの基本方針を掲げ、7つの重点課題に取り組みます。

1. 3つの基本方針

- 地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援を実施していきます。
- 再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心を醸成していきます。
- 国及び市町村、民間団体等と緊密に連携して取り組んでいきます。

2. 7つの重点課題

- 就労の確保に関する支援
- 住居の確保に関する支援
- 福祉サービスの提供による支援
- 薬物依存を有する者への支援
- 犯罪の特性に応じた再犯等の防止策に関する支援
- 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援
- 国及び市町村、民間団体等との連携による支援

第3章 数値目標

宮城県内における刑法犯検挙者数中の再犯者数の減

1,517人 (2018年(平成30年)) → 1,400人以下 (2024年(令和6年))

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

この計画は、国・県・市町村・民間協力者等における再犯防止に係る取組を推進するものであることから、「宮城県再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」を設置し、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行うに必要な施策を効果的に進めます。

2. 進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に点検しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4章

施策の方向性

方向性1【就労の確保に関する支援】

- 就労準備支援事業** 【社会福祉課】
(就労困難者に対する一般就労に従事するための基礎能力形成の支援)
- 保護観察対象少年に対する職業定着支援 【社会福祉課】
- 沿岸地域就職サポートセンター事業 【雇用対策課】
- 若年者就職ワンストップセンター設置事業 【雇用対策課】
- みやぎの若者の職業的自立支援対策事業 【雇用対策課】
- 女性・高齢者等新規就業支援事業 【雇用対策課】

方向性2【住居の確保に関する支援】

- 地域生活定着支援センター事業** 【社会福祉課】
(高齢又は障害により福祉的支援が必要な矯正施設退所者等への相談支援)
- 住居確保給付金 【社会福祉課】
- 一時生活支援事業 【社会福祉課】
(生活困難者に対する宿泊場所等の供与)
- 宮城県再犯防止推進モデル事業** 【社会福祉課】
(住居確保に向けた課題調査、支援策の検討)
- 住宅セーフティネット構築推進事業 【住宅課】

方向性3【福祉サービスの提供による支援】

- 地域生活定着支援センター事業** 【社会福祉課】

方向性4【薬物依存を有する者への支援】

- 薬物問題相談 【薬務課】
- 薬物乱用対策本部事業 【薬務課】
- 薬物依存症からの回復を支援する民間団体との連携 【県警銃器薬物対策課】
- 薬物乱用者に対する再乱用防止に向けた取組 【県警銃器薬物対策課】

方向性6【非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援】

- 相談支援体制の充実による非行の未然防止等**
 - 教育相談充実事業 【義務教育課】
 - いじめ・不登校等対策強化事業 【高校教育課】
 - 特別支援教育研修充実事業 【特別支援教育課】
- 関係機関の連携による非行防止活動の実施**
 - 青少年育成県民運動推進事業 【共同参加社会推進課】
 - 特別支援教育総合推進事業 【特別支援教育課】
- その他非行防止に関わる支援**
 - 学習支援事業 【社会福祉課】
 - 非行防止教室 【県警少年課】
 - 少年に対する立ち直り支援・継続輔導 【県警少年課】

方向性5【犯罪の特性に応じた再犯等の防止策に関する支援】

- ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業 【県警県民安全対策課】
- 子供対象・暴力的犯罪の処所者による再犯防止対策事業 【県警県民安全対策課】
- 社会復帰アドバイザーの配置 【県警暴力団対策課】

方向性7【国及び市町村、民間団体等との連携による支援】

- 社会を明るくする運動 【社会福祉課】
- 市町村再犯防止推進計画の策定の促進 【社会福祉課】
- 宮城県再犯防止ネットワーク会議による関係団体との連携 【社会福祉課】
- 市町村及び福祉関係者への再犯防止活動の啓発** 【社会福祉課】
(再犯防止推進に係る普及啓発)
- 少年警察ボランティアとの連携 【県警少年課】
- 広報啓発活動の推進 【県警生活安全企画課】
- 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動の推進 【県警銃器薬物対策課】
- 薬物乱用防止啓発事業 【薬務課】

*方向性に表記している事業は県事業のみであり、国や民間の取組は、中間案（冊子）に記載しています。

6 宮城県再犯防止推進計画の策定に向けた今後のスケジュールについて

【令和元年度】

◆令和元年7月2日

第1回宮城県再犯防止推進協議会

(再犯防止推進計画骨子案に関する意見交換等)

◆令和元年10月8日

第2回宮城県再犯防止推進協議会

(宮城県再犯防止推進計画(中間案)に関する審議)

◆令和元年11月25日～12月26日

パブリックコメント等の実施

◆令和2年2月頃

第3回宮城県再犯防止推進協議会

(宮城県再犯防止推進計画(最終案)の審議)

◎令和2年3月 宮城県再犯防止推進計画の策定

※「宮城県再犯防止推進計画ワーキンググループ」については、必要に応じて開催



再犯防止推進計画 モデル事業について

令和元年12月19日（木）
特定非営利活動法人ワンファミリー仙台
佐藤 岳彦

1, 人を「地域で」支える時代？



■ 私たちの役割・使命は「生活の課題」に対応すること

Q1,生活困窮者支援の実践現場において
「生活課題はなにか」を考える

- 家を出ざるを得なくなった→「住まい」
- 刑務所から出たら家の中へ入れてもらえなかった→「住まい」「心」
- 依存症がなかなかなおせない→「生活」
- 虐待受け心身疲労…人間関係の作り方がわからない→「社会と個人」

1, ワンファミリー仙台の挑戦



ワンファミリー仙台が
モデル事業で取り組みたいと考えた理由と内容

- ①対象者、支援者のニーズ認識の内容が明らか！！
- ②「地域共生社会」の作り方を学び実践したい！！

内容

- ① **住まい**
- ② **居場所**

2,モデル事業①「調査事業」



調査名	「再犯防止を目的とした入居支援に関するアンケート調査」
調査時期	令和元年8月9日～9月18日(41日間)
調査方法	郵送調査法(無記名式)
調査対象	公益財団法人宮城県宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部 会員 計2256事業所
テーマ	「再犯防止を目的とした入居支援に関するアンケート調査」
調査回答	294(総数の約13%)

2,モデル事業①「調査事業」



主な調査項目

【「対象者」の入居相談に関すること】

- 1,「対象者」への住宅斡旋の有無
- 2,「対象者」入居条件、貸主への説明方法、入居後の状態、把握方法
- 3,「対象者」入居不可理由
- 4,入居相談者に犯歴があるかないかを把握するツール
- 5,入居相談者が来談する際に効果的な「同席者」
- 6,「対象者」に関する専門相談窓口必要性の有無
- 7,「対象者」入居促進のために必要と考える施策等

【「対象者」に関わらず「住宅確保要配慮者等」の入居相談に関すること】

- 1,総体的に「入居を制限している状況」
- 2,1を制限している理由
- 3,入居制限しないが特に条件をつけている場合 その条件
- 4,必要と考える居住支援施策等

2, モデル事業②「日常生活支援センター」



コンセプトは

「居場所サポート」と「住まい相談」の融合

- 開所 毎週月・火・木の9:30～15:00
- 主な内容 **健康チェック、軽い運動**
温泉旅館のタオルセット封入・納品作業
炊き出し支援の準備片付け
- 個別相談 生活相談、住まいの相談受付
- 不動産管理会社等からの相談受付と相談対応

2019.12. 20全国地域生活定着支援センター協議会
東北ブロック

『地域で性加害支援アプローチを考える —支える人垣「TSネット」と 介入支援プログラム「SOTSEC-ID」 「KEEP SAFE」実践から—』

堀江まゆみ

白梅学園大学

NPO法人PandA-J

(代表理事) mayumi@shiraume.ac.jp



I 地域で支援する

人垣を創る

各地のTSネット

(トラブルシューター)

背景②TS(トラブルシューター) 実践から見えてきた課題

—本人のセルフアドボカシー支援の必要性

トラブルシューター (TS) ネットワークとは

➤目的；

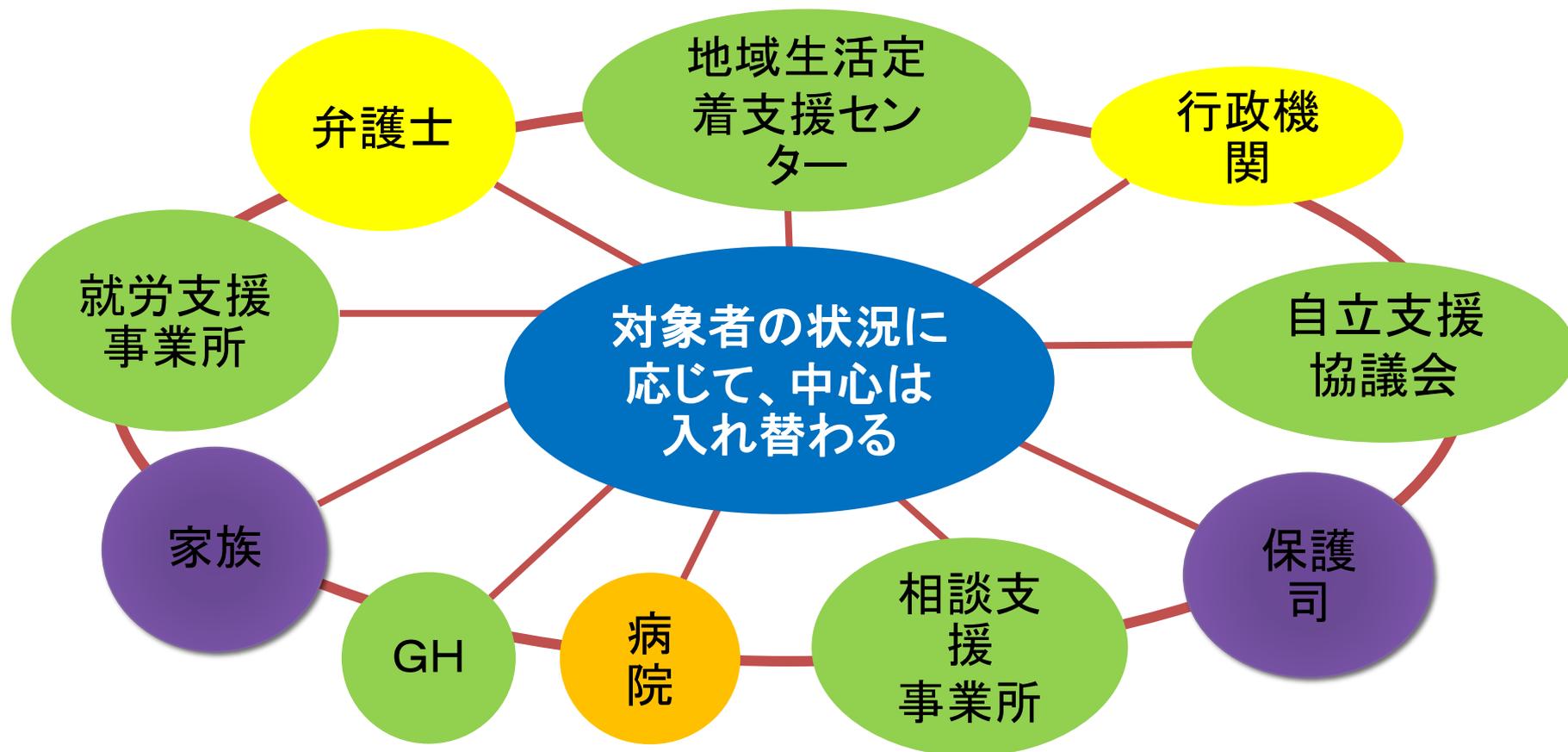
社会から孤立している、あるいはそのために、トラブルや触法行為を犯した知的障害者・高齢者（さまざまな問題行動を抱える人を含む）に対して、地域の支援者、司法関係者、矯正関係者、親、学校関係者、行政等が、ネットワークを組みながら包括的な支援を実施できる体制を創る。

➤活動；包括的な支援基盤の構築を目的にする

- ①包括的な支援基盤およびTS人材養成
- ②地域におけるトラブル予防に向けた取り組み
- ③「入り口支援」
- ④本人支援としての再犯防止プログラム
(SOTSEC-ID) 実施と支援者養成

TS構築に向けて－1

ネットワークによる支援（ハブとスポークモデル）



TS構築に向けてー2

機関・分野をつなぎ、地域を耕すことが重要+新たな人材の養成TS



Ⅱ 危機介入支援プログラム

—性問題を中心に

SOTSEC-ID (性加害成人向け)

Keep Safe (性加害青少年向け)

SOTSEC-ID



Keep Safe
ySOTSEC-ID

PandA-J 文部科学省生涯学習委託事業

性的問題行動のある知的・発達障害者向け
問題修復プログラム開発

T地区SOTSEC-ID メンバー



- A 20代 普通高校卒 手帳無 :
- B 20代 私立サポート校卒 軽度 :
- C 30代 私立サポート校卒 精神 :
- D 30代 特別支援学校卒 軽度 :
- E 40代 特別支援学校卒 軽度 :

N地区SOTSEC-ID メンバー



- Aさん：20代 中等度知的障がいと自閉症スペクトラム
- Bさん：10代 自閉症スペクトラム障害
- Cさん：20代 軽度知的障がいと自閉症スペクトラム、緘黙

Ⅲ 危機対応レジリエンス

誰にでもレジリエンスは
存在する。

触法に関わってしまう人たちは、
歯車が小さい、

あるいはかみ合っていない

⇒歯車を動かし始めること、噛合わせる
ことが、立ちあおりの支援のひとつ

レジリエンスとは心の弾性、サバイバル

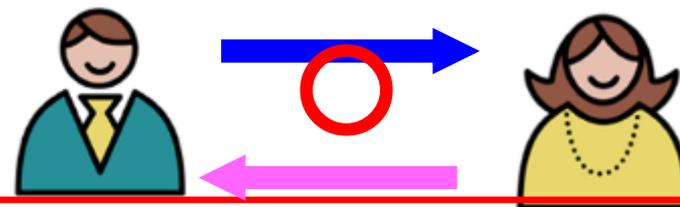
レジリエンスとは

-
- 「弾力性、回復力」
- 心理学用語としては、自己の置かれた苦境にもかかわらず、ぐんぐんと大成してゆく心理特性を意味する。困難に耐えて自分自身を修復する力や心の回復力、適応する力。

レジリエンス（弾力性）

■ 困難な状況にさらされ、ネガティブな心理状態に陥っても、重篤な精神病理的な状態にならない、あるいは回復できるという個人の心理面での弾力性をいう（無藤・森・遠藤・玉瀬,2004）

1. 内面共有性（悩みを話すなど）
2. 活動実効性（失敗してもあきらめずにもう一度挑戦する）
3. 楽観性（困ったことが起きてても良い方向性に持っていく）
4. 周囲から援助されている



レジリエンスに働きかけることが大切。

レジリエンスの歯車を啮合わせる ⇒危機介入支援プログラム



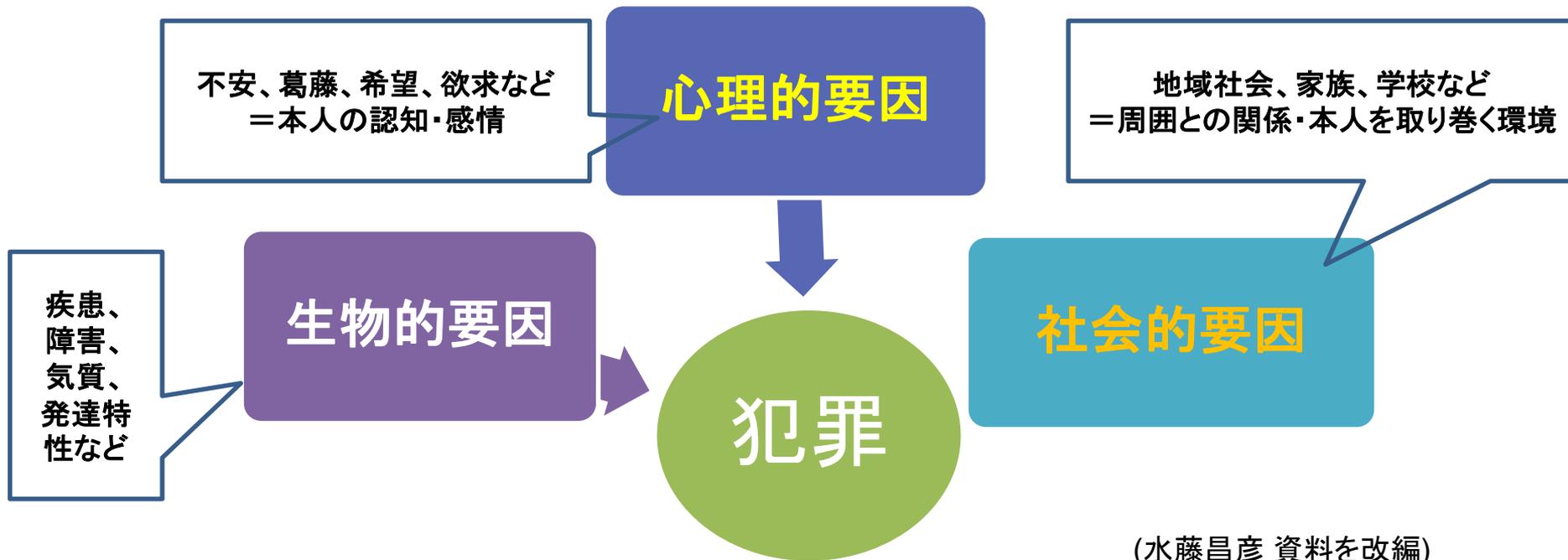
IV 立ち直りのための3アプローチ

★ある定着支援を進める支援者から

環境調整は大事である
やれることも多い
でも、
これだけでは足りない人も
少なくない

生物・心理・社会(BPS)モデルに基づくアセスメント

トラブルを起こしてしまう障害者をどう捉えるか



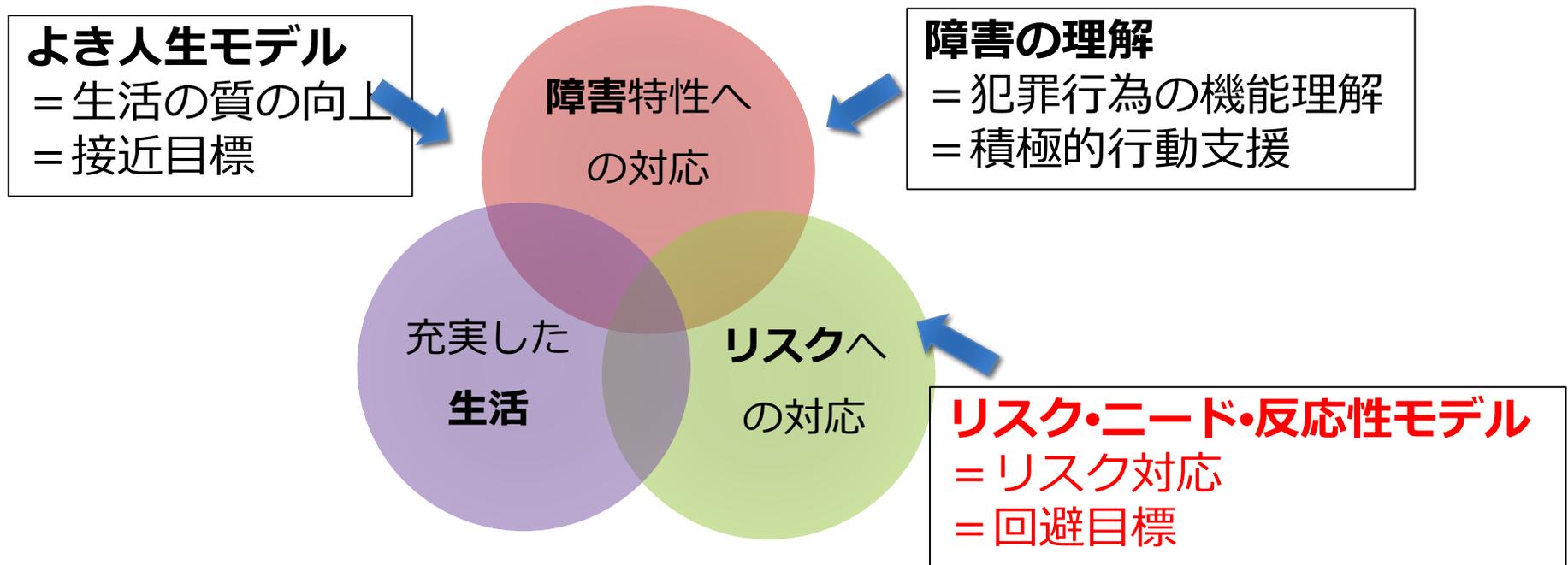
V リスクアセスメント

★ある定着支援を進める支援者から

対象の環境や心理の
アセスメントを
適切に実施している
だろうか

生きづらさを抱えた障害者のための 問題行動からの離脱学習プログラム開発

「相乗モデル」による更生支援



(Frize 2015をもとに改編 ; Frize in press)

リスク・ニーズアセスメントの必要性

- ・リスクレベルと処遇密度(再犯率%)

リスクレベルと処遇密度(再犯率%)

	リスク	低密度 処遇	高密度 処遇
Bonta et al. 2000	低い	15	32
	高い	51	32

6

アセスメントの重要性

➤ リスクの低い群に高密度の処遇を行ったところ、

再犯率が高くなってしまった

➤ プログラムの効果を高めるには、

対象者のリスクに見合った処遇が必要

(Andrew & Bonta, 2003)

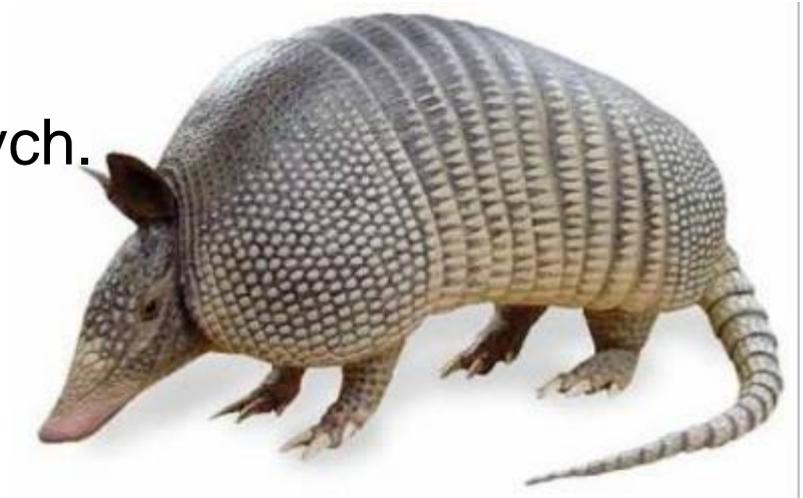
➤ だから、適切な支援のためには

適切なアセスメントが必要。

ARMIDILO-Sによる動的アセスメント

The Assessment of Risk and Manageability for Individuals with Developmental and Intellectual Limitations who Offend Sexually (ARMIDILO-S)

Douglas P. Boer, Ph.D., R.Clin.Psych.
Professor of Clinical Psychology



ARMIDILO-Sによる動的アセスメント

- 性犯罪再犯に関するリスクを増加もしくは減少させる可能性のある要因を特定し管理するためのツール
- ⇒リスクを低下させ、**保護要因を強化**することに焦点を当てるプロセスを反映
- **継続的（過去1、2年）**な
 - **クライアント**に関する情報と
 - **環境**（支援者の態度や支援者間の情報共有、介入の一貫性など）に関する情報、
- **短期的（ここ2、3カ月）**な
 - **クライアントに関する変化**と
 - **環境の変化**、
- という4つのカテゴリー-27項目で、それぞれ「リスク」と「保護因子」とを評価する

ARMIDILO-Sによる動的アセスメント例★

持続的なクライアント項目	リスク 評定	関連するデータ／コメント	保護要 因評定	関連するデータ／コメント
1. 監督へのコンプライアンス (規則遵守、協力的か、規範意識)	S	親への反発がある・・・	Y	危険に対する自己認識は ある。規則は守る・・・
2. 治療へのコンプライアンス (同意、通院、治療に関わる強 味・)	N	自分の行動を直したいと希 望している・・・	Y	通院している・・・
3. 性的な逸脱 (行動、空想、興味、ヒストリー・・・)	Y	女子高生が好き 出会い系サイトにはまったこ とがある・・・	N	エレベーターには乗らない ようにしている・・・
4. 性への没頭／性衝動 (マス頻度、ポルノの利用、性的コ メント、自己コントロール・・・)	X	扱いやすい子を選んでいる 女性への恨みがある・・・	Y	ストレスが生じると自分か らカウンセリングを受け る・・・

Y=Yes(確実に問題ある／保護要因である) N=No (問題ない／保護要因でない)

S=some (いくらかある) X=わからない (さらに情報を集める必要がある)

リスク・ニーズと今まで開発した学習プログラム関係

リスク・ニーズ

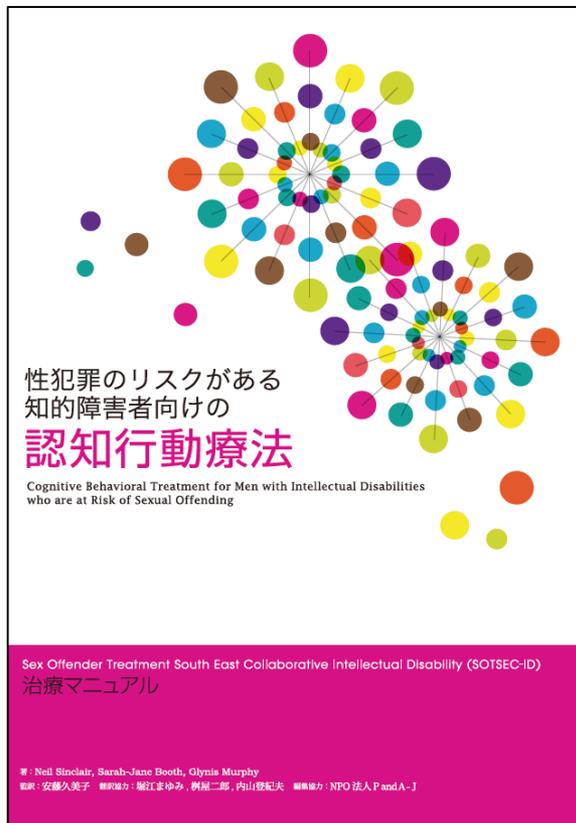
低リスク

～

中リスク

～

高リスク



性犯罪再犯防止プログラム SOTSEC-ID

- ・ 認知行動療法
- ・ 共感、健全な性

方 法

3地区で実施済み
本人の認知の変容

対象; 18歳～

6か月～1年プログラム

リスク・ニーズと本事業で開発する学習プログラム

リスク・ニーズ

低リスク



中リスク

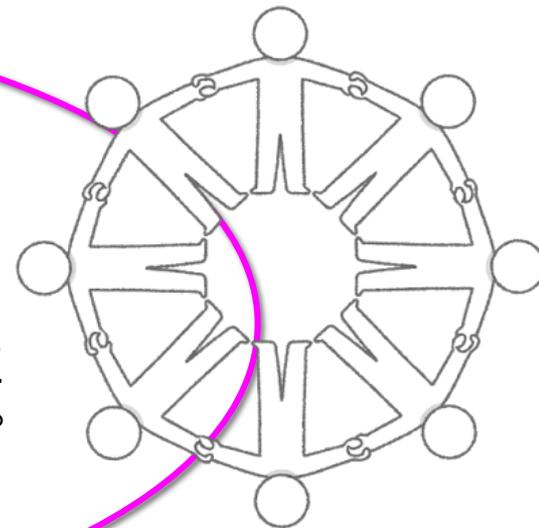


高リスク



「Keep Safe」
y SOTSEC-ID

性問題行動を有する青少年
と保護者に向けたグループ
学習プログラム



支援者と保護者と共有

対象；12歳～青少年
～成人

方法

グッドウェイモデル、
グッドライブズモデル
6か月～1年半プログラム

VI 危機介入支援プログラム

—内容の説明から

SOTSEC-ID (性加害成人向け)

Keep Safe (性加害青少年向け)

SOTSEC-ID概略

SOTSEC-ID

背景

性犯罪はその再犯率が高いことに加え、被害者に与える影響も甚大である。わが国においても、小児に対する残虐な事件が発生したことで、性犯罪者の処遇や治療に対する社会的関心が高まり、性犯罪者を対象としたリスク評価や治療プログラムの開発などが進められてきた。

一方、性犯罪の加害者には知的障害をもつ者も少なくないとされているが、知的障害者に特化した治療プログラムは殆どなかった。ここで紹介するSOTSEC-IDは、知的障害をもつ性犯罪加害者のために開発されたCBTを基盤とした治療プログラムで、英国では2002年から導入されている。

認知行動療法(CBT)プログラム(英国KENT Univ. で導入)

<http://www.kent.ac.uk/tizard/sotsec/>

開発者: Glynis Murphy博士およびNeil Sinclair博士

★刑事施設内ではない「地域ベース」のコラボレーティブ・システム

★SOTSEC-IDは、出来合のプログラムはないので、リスク・アセスメントのあとの教育プログラムや認知スキーマの組み替え、リラプス・プリベンションは、参加者に応じて工夫が必要

プログラムの概要

SOTSEC-ID

① 参加条件

- 性犯罪歴がある男性 ・18—60歳 ・IQ 55—80
- 過去の性的虐待の有無は問わない
(e. g. 参加者の55%は性的虐待の被害者)
- 法的義務の有無は問わない
(e. g. 参加者の約40%は法的義務はなかった。
60%は精神保健法あるいは 社会更生命令:CRO)
- 他の併存障害の有無は問わない
(e. g. 自閉症スペクトラム障害(ASD)の診断:23%;
パーソナリティ障害 28%;気分障害 23%;
その他の精神疾患 9%)
- 犯罪行為の種類は問わない:ストーキング, 性的暴行, 露出, レイプ
;被害者は子どもと成人, 男女

注:ここに例としてあげているのは2010年に英国で実施された13グループ(46名)の結果です。

SOTSEC-ID プログラムの概要

プログラムの構成

週1回2時間のセッション, 1年間, クローズドなグループ

目的

- ◎ 自尊心の向上
- ◎ 認知のゆがみへの問題提起と修正
- ◎ 被害者への共感性の醸成
- ◎ 社会機能の向上
- ◎ 性的好みの修正
- ◎ リラプス・プリベンションの確保

対応アプローチ

- ◎ 対人関係と性教育
- ◎ 認知モデル (思考, 感情, 行動)
- ◎ 一般的共感性と被害者への共感性
- ◎ 性加害行動モデル
- ◎ (Finklehorモデルに依拠)
- ◎ リラプス・プリベンション

(対応の一例)

セッション構造（例；各地により検討）

◆日時 毎週土曜日 14:00～16:00

◆ファシリテーター

2人以上（支援者、精神保健福祉士・社会福祉士、障害福祉事業所職員、弁護士、少年院教官、特別支援学校教諭）で構成。

各回は、MFT 1、SFT 1～2、計 2～3名で実施。

◆セッションの流れ

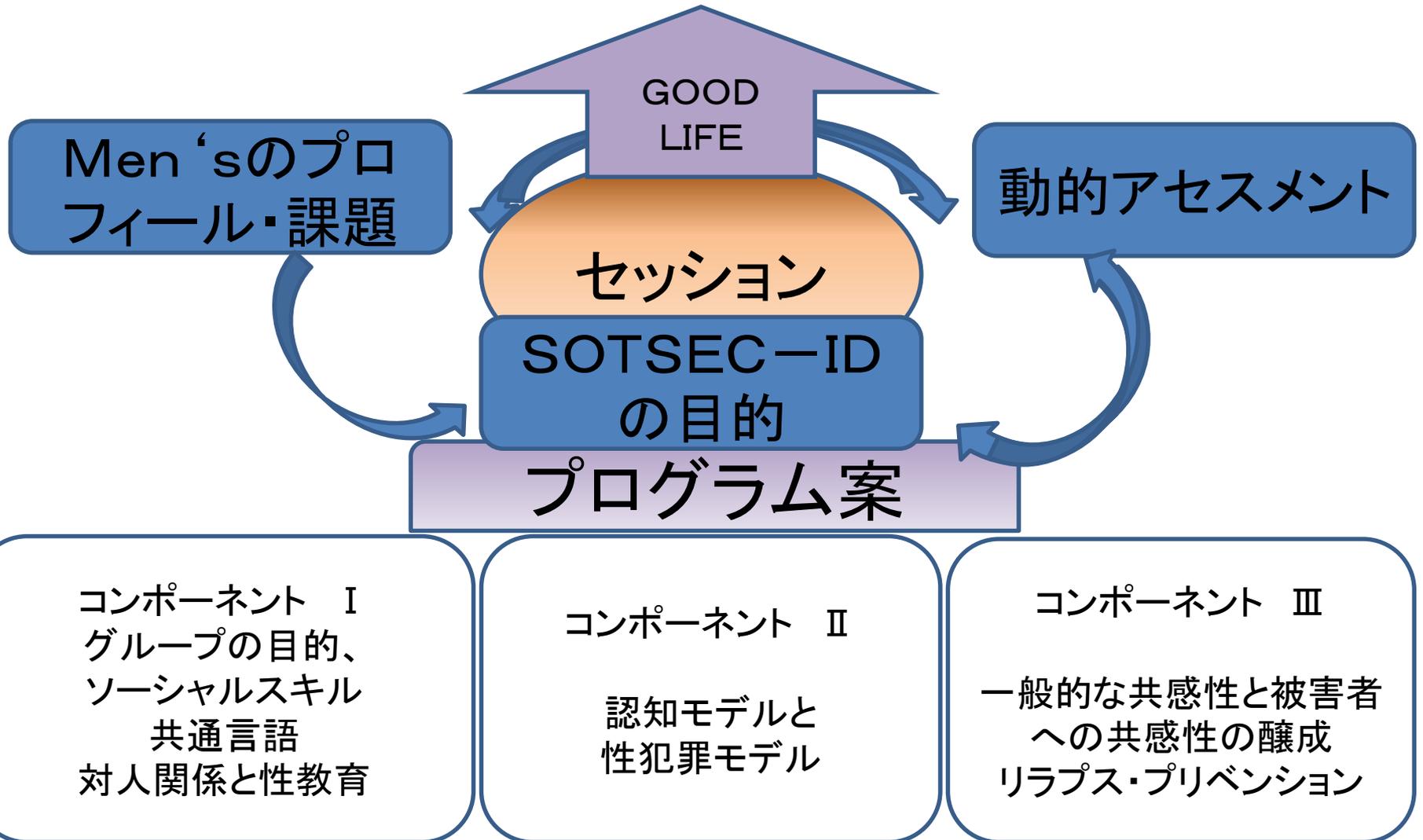
準備 13:00にメンバーが集合し、会場づくりとその日の確認をする

1. 前回の復習 宿題の確認と前回内容のディスカッションによる確認
2. 新しい課題の導入 新しい概念やスキルの提示
3. （休憩：お茶やお菓子を食べる）
4. スキルの確認とモデリング・ロールプレイなど
5. 宿題の提示（ないときもある）
6. 旅費の精算・会場整理・帰宅時注意事項等
片付け・反省



◆メンバーが帰ったら、反省と次回以降の打合せを 17:00 迄

セミオーダー (SOTSEC-ID) プログラム構造



プログラム・コンポーネントの内容ー I

1 ソーシャルスキル



- 1) 話を聞く、会話を始める、自己紹介をするなどの基礎的スキルを獲得する
- 2) 援助を求める、謝罪する、自分の感情を把握して表現する、ポジティブな社会活動に仲間を誘うなど。
- 3) 価値観の多様性を受け入れ共存する態度を培う
- 4) 8つの基本感情、傷つき、戸惑い、恥じらいといった複雑な感情を認識し表現するなど。

2 認知行動モデル

したこと=
行動



気持ち
=感情



考え=
認知



- 1) 行動をABCモデルで理解する
- 2) 問題行動を引き起こす思考/感情/出来事 of 理解など
- 3) 気持ちを言語化する(思考と感情を言語化し省察し、別の思考と感情に置き換える)

プログラム・コンポーネントの内容ーⅡ



3 被害者への共感



- 1) トラウマ的被害体験が人生に及ぼす影響の理解
- 2) ステレオタイプな男性性を健全な男性アイデンティティに置き換える
- 3) 女子と子どもに対する歪んだ信念の矯正

4 衝動コントロール、リラプス・プリベンション

性的問題行動の先行事象の理解と逸脱的な性の思考を中断するための認知行動的介入

- 1) 衝動コントロールと判断の強化 行動の社会的、情緒的、法的結果の予測によって、性的興奮や行動化につながるような思考を中断する
- 2) 怒り感情の認識能力と感情調整能力の改善

プログラム・コンポーネントの内容ーⅢ



5健全なセクシャリティ

- 1) 男性の身体と性的しくみ、女性の身体としくみ
- 2) 3つの性的欲求のコントロールとセルフタッチ（マスタートンベーション）の方法
- 3) 健全な性的関係の理解と性的関係において生ずる問題への対処に関するスキル

6再発防止グッドライフプラン作成

- 1) 性的問題行動のリスクを増大させる状況と要因の理解
- 2) 包括的で個別的な再発防止計画の作成
- 3) 家族や地域社会へポジティブな貢献を行うための複数の方法の立案
- 4) 人生の短期目標と長期目標の設定と、その達成に向けた計画の作成



多摩Ts SOTSEC-ID

メンズ グループ

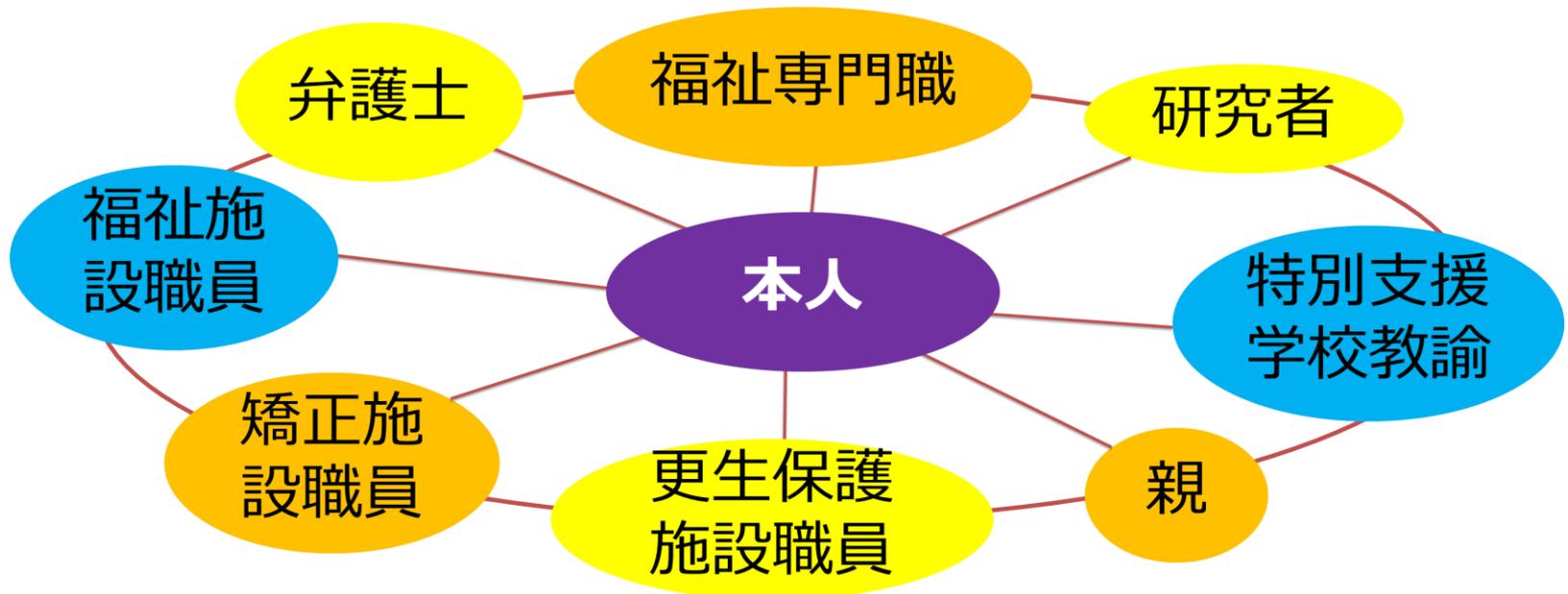
2016/2/~2016/8/

- ・週1回、2時間、6か月、30セッション
 - ・知的障害6名 (IQ●~●,26歳~55歳)
-



多摩SOT FTメンバー

- 特別支援学校や少年院での指導モデル
→個々の対象者に応じてつくるワークセッション
- ワークショップや成人講座で培ったノウハウ
→参加者の主体的学びをつくるアクティブラーニング
- にげない・あきらめない福祉の心意気
→利用者とともに歩む伴走者的支援
- アウトリーチ&インフォーマルアプローチも辞さない専門機関→素早い対応と確かなフォロー



例；多摩T SにおけるSOTSEC-ID
プログラム進行の実際 前期
共感的・共闘的關係性をつくる

- 1 オリエンテーション ルール
- 2 仲良くなるワーク
- 3 自分の大切な人もの
- 4 自分のことー私のした悪いタッチ
- 5 ABCサイクル
- 6 ABCサイクル
- 7 ストレスマネージメントーABCで考える
- 8 共感ワークー表情をつくる
- 9 共感ワークー表情を判断する



プログラム進行の実際 中期

素直になり自分の問題を語り出した

- 10 ストレスマネージメントとグループワークの意義
- 11 ストレスマネージメントと悪いタッチ
- 12 自分の問題行動を語る 1
- 13 自分の問題を語る・綴る 2
A B C に意図と感情を入れる
- 14 自分の問題を語る・綴る 3
A B C と性犯罪の法律
- 15 悪いタッチ「4つのいけない」
- 16 悪いタッチをしないわけ、
認知のゆがみを見る小テスト
- 17 自分の思い込みを見直そう



プログラム進行の実際 後期 再発しないための具体的な方策を考え合う

- 18 健全なセクシャリティーとは何か 1
- 19 健全なセクシャリティーとは何か 2
- 20 リラプス・プリベンションの方法 1
- 21 リラプス・プリベンションの方法 2
- 22 リラプス・プリベンションの方法 3
- 23 被害者への共感ワーク
- 24 被害者への共感ワーク
- 25 私のGoodLifeプラン 1
- 26 私のGoodLifeプラン 2
- 27 修了式



新潟SOTSEC-ID

STYLISH イケ★メンズ

2017/8/18～2018/9/30

- ・ 隔週1回、2時間、1年間、30セッション
- ・ 知的障害3名（IQ●～●,16歳～42歳）



現在の新潟の活動⇒セルフアドボカシー講座

(竹田、2019)

この講座は、犯罪や危ない行為に及んでしまいそうな当事者を対象にします。しかし、単に「これをしてはダメ」と教える講座ではありません。

大事なことは、**当事者が「自分が楽しく生きていくために守ること」**に気づき、**それを守るためのスキルを身につけ、進んで実践し、信頼できる人に必要な援助を求めることができるようになる**ことです。

同時に、**支援者・保護者の「これまでの当事者への眼差し」を更新し、当事者の可能性や課題を新たに発見することで、これまでの個別支援計画を見直し、個別安全計画を組み込んだ支援に発展させる契機を作り出す**ことです。

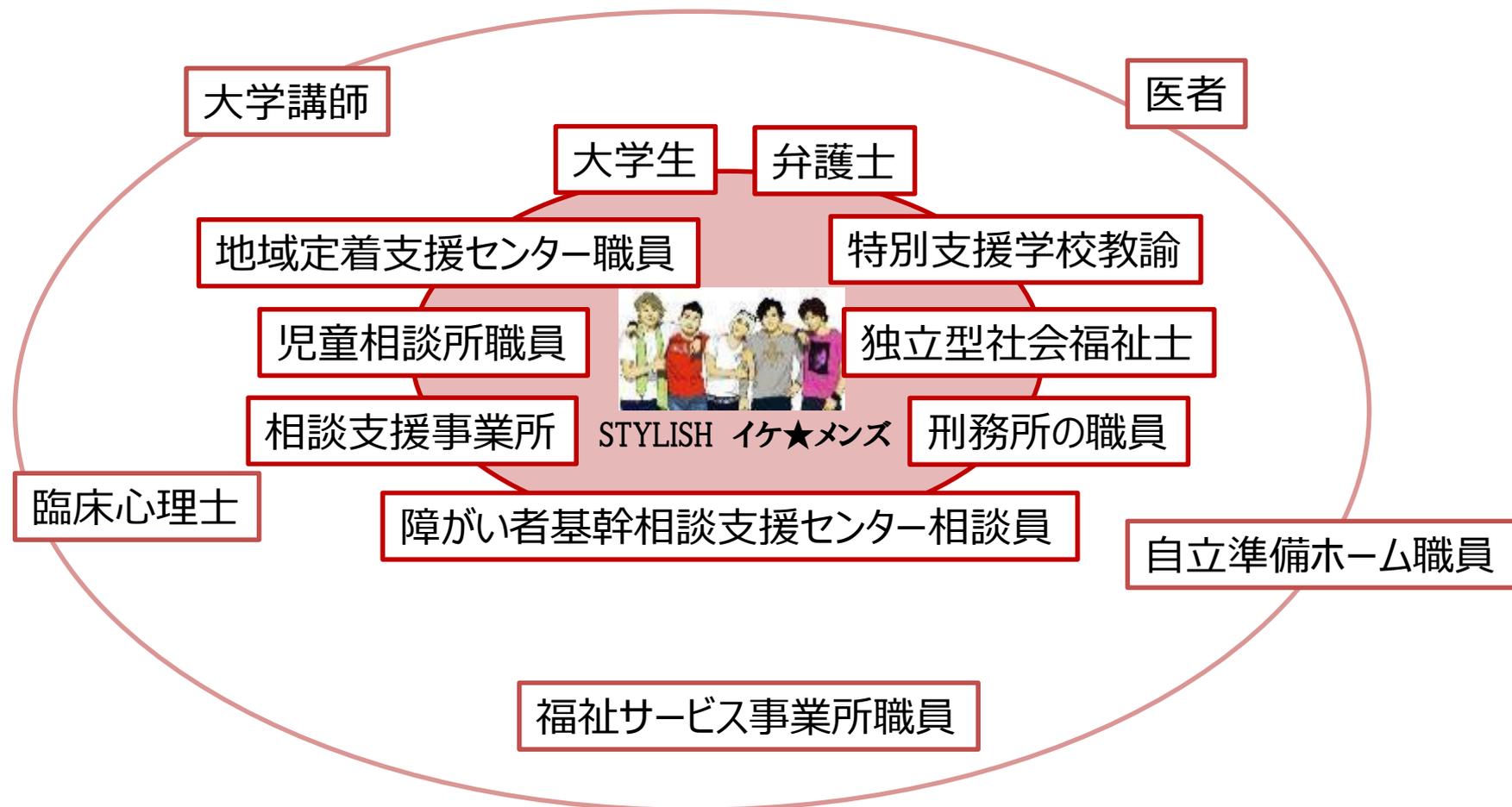
専門職団体や様々な相談センターも

(竹田、2019)

- 「新潟県地域定着支援センター」 ※県社会福祉士会が受け皿
- 「新潟県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ新潟」
15年前から成年後見制度での専門職後見を担い、**県弁護士会**、**リーガルサポート新潟(司法書士)**、専門職の後見支援ネットワークを担ってきた
- 「新潟県精神保健福祉士協会」
新潟司法福祉研究会を専門職団体として早くから参画
- 「パーソナルサポートセンター」
生活困窮者自立支援制度の下に設立された生活相談窓口
- 「地域包括支援センター」
※権利擁護を担う社会福祉士は、**県社会福祉士会**でサポート
- 「障がい者基幹相談支援センター」
障がい版地域包括支援センターとしてシームレスなワンストップ相談
* 個々ここに、**志のある個人**がハブになって繋がっている！

SOTSEC-ID新潟インストラクターメンバー

(小出・竹田、2019)



相乗モデルに応じた 3つのプログラム開発

1 SOTSEC-ID



性問題行動リスク高用
プログラム
当事者のリスクに応じ
オーダーメイドの
認知行動療法
標準57回/週1回の
グループワーク
日本では2箇所短縮
Ver.試行

2 キープセーフ ySOTSEC-ID



性問題行動リスク中/若者
用プログラム
標準36回/週1回の
グループワーク+保護者
セッションもある
日本、2箇所試行中

3 セルフアドボカシー キープセーフ コモン(仮)



一般的問題行動リスク
低用プログラム
「暮らしのルール講座」

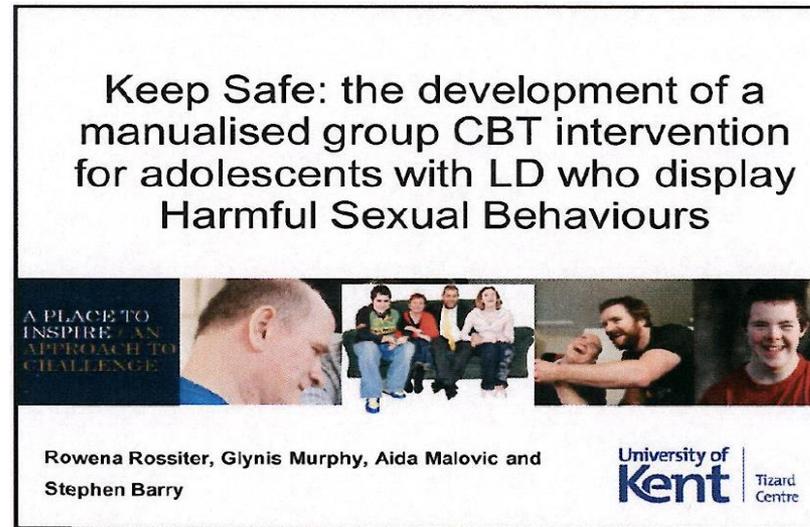
VI 危機介入支援プログラム

—内容の説明から

SOTSEC-ID (性加害成人向け)

Keep Safe (性加害青少年向け)

キープセーフプログラム



- ケント大学Tizard.C (R.ロシター、A.マロヴィック、G.マーフィー教授ら) によって開発された青少年向けSOTSEC-ID (グループ認知行動療法) プログラム
- 知的障害のある青少年の性問題行動への早期介入が大事
- SOTSEC-IDの経験を活かしつつ、当事者グループの意見を取り入れたり、ニュージーランドWellStop (<http://www.wellstop.org.nz/>) のGoodWayモデルやアメリカで使われていたキャラクターを導入したりして、青少年向けのプログラムとして開発。
- ビジュアル教材やロールプレイ、チル・アクティビティの多用と繰り返しや個人の理解レベルに応じた学習。
- 12歳～25歳まで、IQ40台にも対応できるプログラム。

拡張 グッドウェイ モデル

グッドウェイ モデル

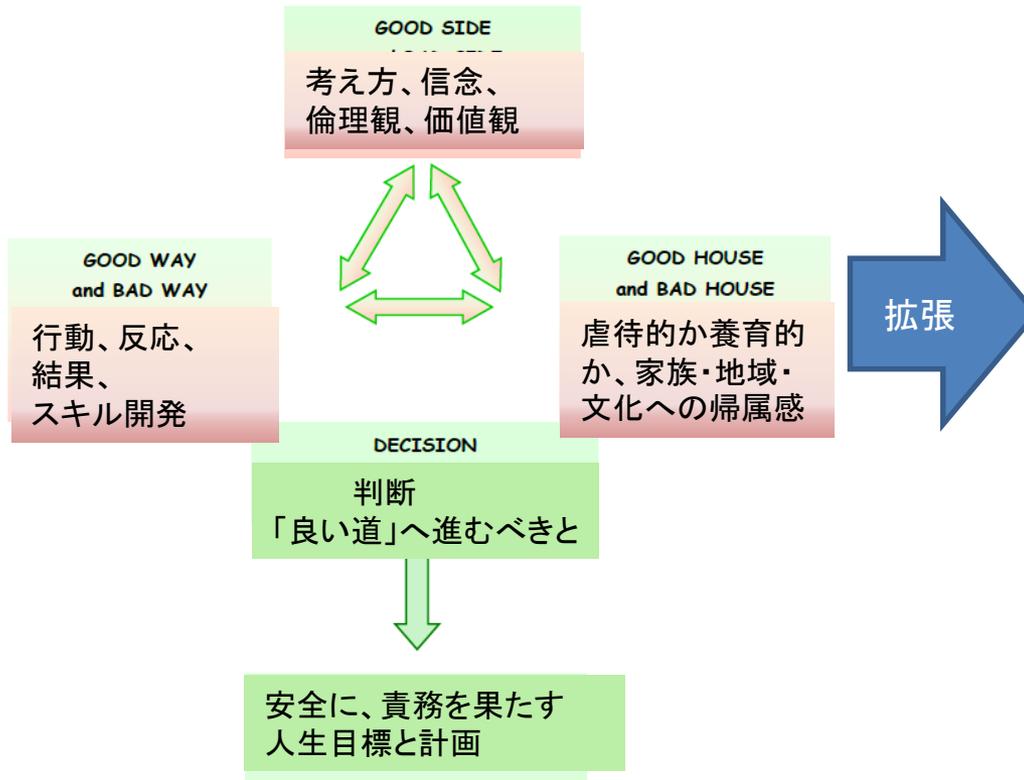
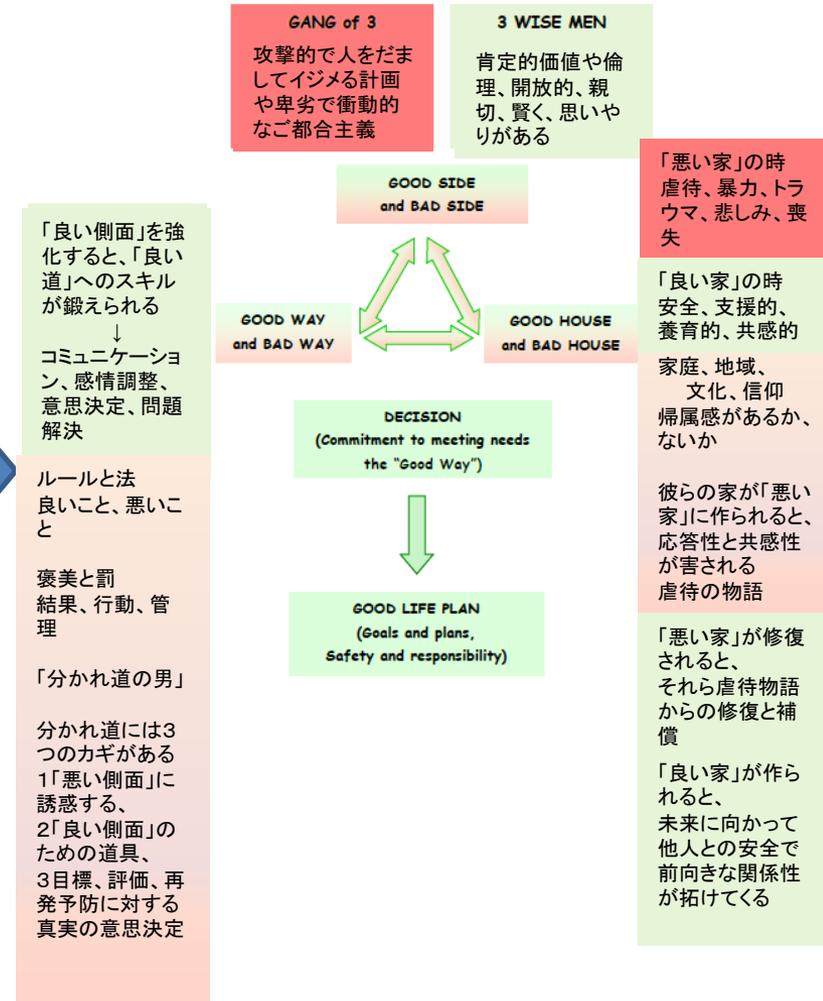


Figure 1 Therapeutic components of the Good Way model

Figure 2: Diagram of Expanded/Enriched version of the Good Way model



Keep Safe プログラムの構造

Good Life

ビジュアル
リソース

Good
WAY

BAD
WAY

仮想事例

Good Side/Bad
side

当事者38と親支援者16モジュール

Good/Bad house

当事者への敬意とトラウマの修復

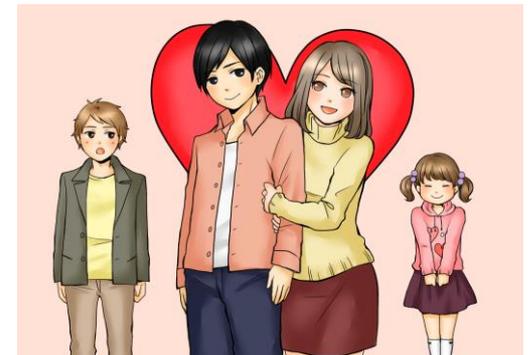
1 目的と人生の両側面の理解 2 人間関係と性教育 3 感情とそのマネージメント
4 自分の行動を理解する 5 共感性を高める 6 グッドライフプラン



KeepSafe モジュール全体



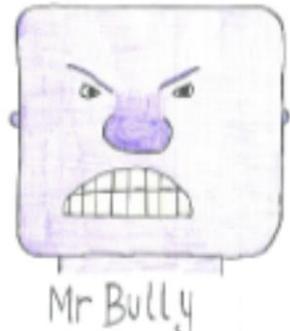
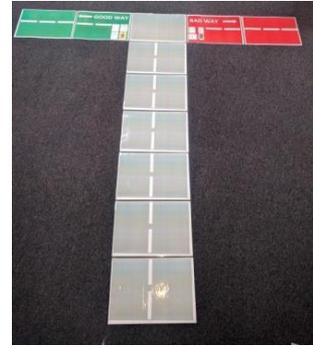
- モジュール1: プログラムについて、ルールづくり
- モジュール2: 心と身体の成長の変化、関係性、境界
- モジュール3: 自己の感情の理解・感情のコントロール
- モジュール4: 自分の行動を理解する
- モジュール5: 共感と結果の予測(その後何が起こるか)
- モジュール6: 私のキープセーフ計画の作成
前に進む準備
- モジュール7: 保護者向けセッション



3人のギャングの言うことを聞くと悪い道へ



「卑劣な奴」は、悪だくみのためのアイデアや頭脳を持っている。彼は、悪だくみ、懐柔、わいろ、ごまかし、だまし、他人を利用することに長けている。彼は嘘をつき、ごまかすことができ、あなたを背後から操る。



「いじめる奴」は攻撃的で、人が望まないことをさせたり、脅したり暴力を振るったりする。彼は怒りっぽく、頭を下げこぶしを握り締めて見つめる。彼は自分のことしか考えず、他の人がどのように感じるかについて忘れていている。彼は自分の目的のために人を傷つける。

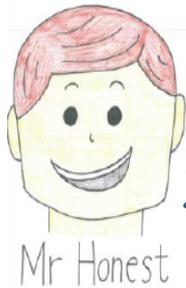


「あおる奴」は、衝動的で実際的な考えをせず実行に移す。

彼の主な手口は、あなたが思考せずに行動するようにすることだ。

彼は言う「考えずに、やれよ」「はやく!」「結果なんか忘れるよ」

「3人の賢人」（またはMr.セーフ）を 味方にした人は・・・ 正直で、二度考え、他の人のことも考える



正直に言いなよ
3ギャングの言うことを聞いたらダメ、
彼らは君をだまそうとしているだけさ
誰も見ていないなんてありえない、
それがOKであるわけじゃないか
そんなことしていたら捕まるよ



止めよう！
結果を考えよう
呼吸のエクササイズをしよう
“ストップステップ”を使おう



彼らはどう感じたかな？
君の友だちはどう言うかな？
他の人も同じように大事だよ
君の家族は何と言うだろう？
誰かを傷つけることになるよ。

知的・発達障がいのある若者のための

セルフ・アドボカシー講座 キープセーフ 入門 ワークブック 開発

トラブルを起こしたり罪に問われたりしがちな人が、自分の問題と向き合い真っ当な生き方を選択するようになるためには、自分にも豊かな人生が切り開けると言う「将来への希望」や、ありのままの自分が他人に受け入れられるという「受容的体験」と、誰かの役に立ち誰かに喜ばれるという「愛他的体験」が必要。その後、問題を改善するための具体的スキルを身につける努力が続く。

1 自分の「分身」であるアバターを作り任意の名前をつける

このことは、問題を一旦「外在化」して、客観的に見つめることを可能とする。また自分の体験に直面化されることによる回避衝動を抑えることで、学びへの意欲を維持することができる。

2 学習者は、賢者（賢者は正直、熟考、利他的という3つの徳を備えています）となって、アバターに「悪魔のささやき」に変わるアドバイスをすることで、問題解決スキルを学習していく。

3 最後にキープセーフ・プラン（安全支援計画）を含む「私のグッドライフ・プラン（個別の支援計画）を作る。



「キープセーフ 入門」のワークイメージ

テーマ

お店の悪口をネットで拡散する・・・



pixta.jp - 23630773

ソロが入ったレストランはサービスが悪く不味かったので、
ソロは口コミサイトに何か書いてやろうと思いました。
すると、悪魔がささやきます。



Mr Sneaky



Mr Bully



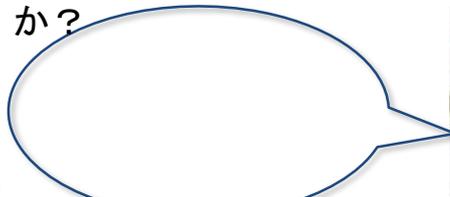
Mr Just Do It

「ゴキブリ入った」ってウソ書いてお店のイメージ壊せば！

「こんな店ガソリン撒いて燃やしてやる」って脅してやれ！

「金返せ！」を1000回コピーしてはりつけろ！

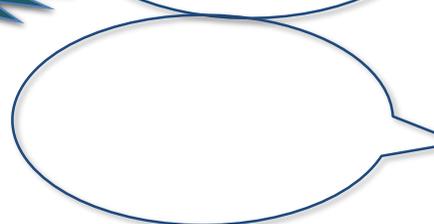
ワーク4 ソロにどんなアドバイスをしますか？



Mr Honest



Mr Think Twice



Mr Think of Others

ワーク1 悪魔のささやきの通り書き込んだらソロは、その後どうなるでしょう

ワーク2 書かれたお店の人はどうなるでしょう

ワーク3 調べてみよう、聞いてみよう。ネットの書き込みがどんな罪になるのかな

ワーク5 ワーク4で考えたアドバイスを、ロール・プレイしてみましょう

そして・・・
ソロは、どちらの道に行きますか？

グッドウェイ

バッドウェイ



悪魔のささやきに
× をつけましょ
う

グッドウェイ・モデルによる 個別の支援計画＋私のキープセーフプラン

「キープセーフ コモン」の学習者は、それを見守っていた支援者とともに自らの課題に気づきこれまでの支援計画を見直して「私のキープセーフプランを含む個別の支援計画」を作る。項目は以下で構成。

- 1 私のグッドな生活（4領域）
- 2 私のリスク
- 3 私のチルスキル（行動面のリラプスプリベンション）
- 4 好きな賢者の声（認知面のリラプスプリベンション）
- 5 私の賢者（相談する人）



未来のグッドライフ	
自立	健康
得意	関係

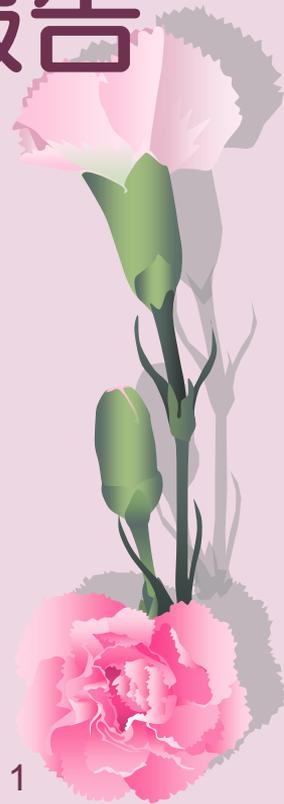


令和元年度

全国地域生活定着支援センター協議会
北海道・東北ブロックセンター研修会

障がい者支援にかかるとる事例報告

岩手県地域生活定着支援センター
所長 北向細子

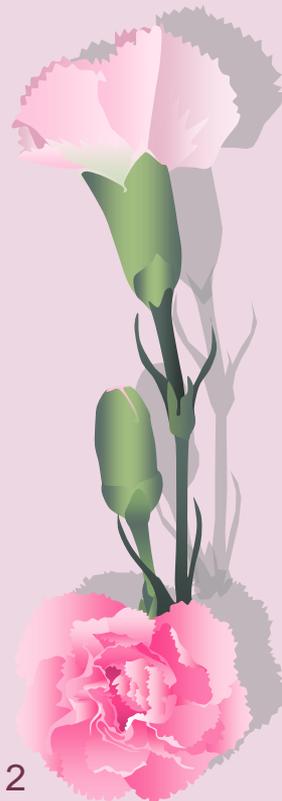


発表内容

 特別調整対象者紹介

 調整・支援状況

 まとめ



本人状況

20歳代 男性

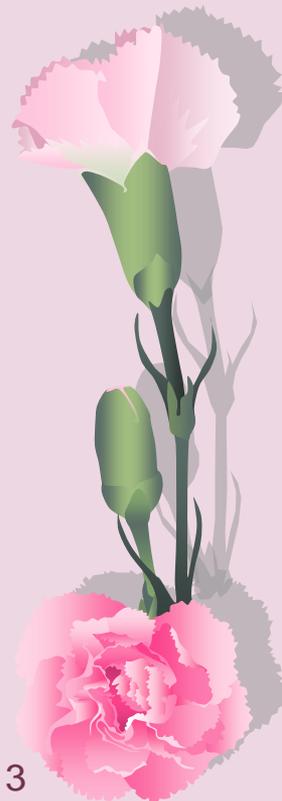
知的障がい 軽度知的障がい

ADHD 愛着障がい

障害支援区分4

罪名： 強制わいせつ（虞犯）

収容度数： 1



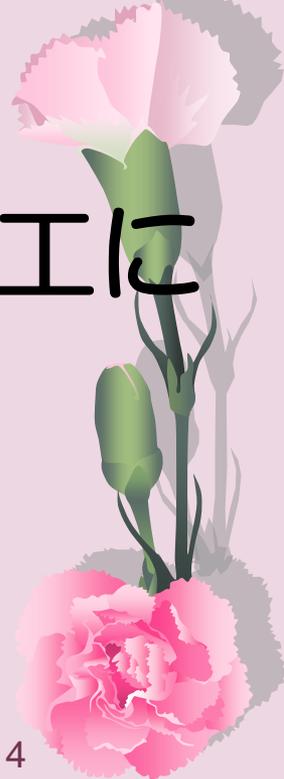
調整状況

コーディネーター業務

本人の意向

施設で暮らして、将来は父親と暮らしたい。

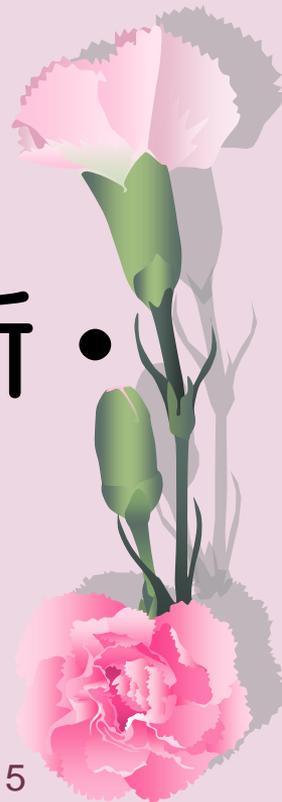
就職に向けて訓練をして、大工になりたい。



調整状況

調整内容

- ✿ 入院前支援機関等からの情報収集
- ✿ 家族からの情報収集
- ✿ 居住場所・日中活動場所・医療機関の調整



調整状況

福祉サービスの調整

- ❁ 障がい福祉サービス事業所に相談し、×グループホーム入居が可能になる。
- ❁ 日中活動場所は、就労継続支援事業所の体験が可能になる。



調整状況

❁ 障害支援区分認定調査を行う。

❁ 障がい者相談支援事業所・医療機関も利用可能になる。

❁ グループホーム・日中活動事業所見学・体験

❁ 支援会議を開催

フォローアップ業務（3年目）

 受入事業所との連絡調整

 支援会議を開催

 支援経過及び現在



フォローアップ業務

現在

✿ KeepSafeのトレーニングを受けている。

✿ 効果

最初はサングラス・マスクをつけたり、所在不明もあった。

現在は、走って来る。自ら、支援者に相談できる。

コーディネーター業務 定着支援ネットワーク（退院前）

司法

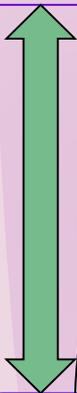
矯正施設（少年院）

地域生活定着支援センター

他県地域生活定着支援センター

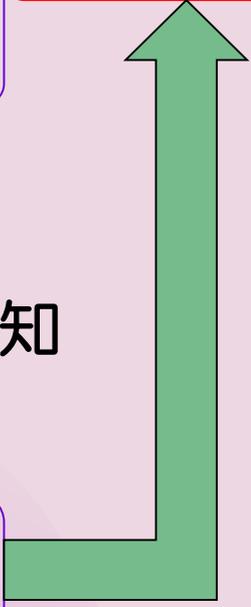
福祉

児童相談所



特別調整対象者通知

保護観察所



児童自立支援施設

警察

父・姉・義兄

医療機関



フォローアップ業務 定着支援ネットワーク (退院後)

司法

少年院

保護観察所

保護司

法務少年支援センター

警察

共同生活援助事業所
就労支援事業所
短期入所事業所 (4施設)

福祉

障がい福祉課
生活福祉課



KeepSafeメンバー

発達障がい者支援センター

社会福祉協議会

児童相談所

児童自立支援施設

地域生活定着支援センター

父母姉・義兄

まとめ

意思決定支援の視点から

- ❁ 本人が意思を言語化することが難しく、特別調整期間中での十分なアセスメントができなかった。
- ❁ ラポート形成も十分でなかった。
- ❁ 退院後のフォローアップ業務継続の中でラポート形成・アセスメントが深まっている。

課題

代弁機能の視点から

- ❁ 意思決定支援に基づき、本人の意思を退院後の支援関係者に十分に伝えることはできなかった。
- ❁ 本人に理解を示したグループホーム職員に面接してもらい、本人理解が深まった。

まとめ



合理的配慮の視点から

- ❁ 罪を犯してしまった人へのスティグマを払拭できないことも多い。しかし、本人と会うことで本人理解をし、支援者が増えた。



まとめ

合理的配慮の視点から

- ❁ 共生社会の理念から、本人に寄り添い、分野や組織を超えての支援が実現できている。
- ❁ 未成年である本人を地域社会で見守る体制づくりができている。

まとめ

❁ ネットワークでの権利擁護

❁ 一支援者や一事業所に集中するのではなく、組織を超えての支援ネットワークで途切れない支援を行う。

❁ KeepSafepトレーニングも含めて、専門的アプローチも重要である。

参考文献

- ❁ 「基礎研修テキスト 上巻」 2015年4月13日
公益社団法人日本社会福祉士会
- ❁ 「新 社会福祉士援助の共通基盤 上 第2版」
2011年12月1日 初版第3刷発行
社団法人日本社会福祉士会 中央法規出版株式会社
- ❁ 「罪を犯した障がい者・高齢者を受け入れるために【福祉事業所・更生保護施設版】平成27年3月版」 2015年3月27日改訂版
社会福祉法人 南高愛隣会 理事長 田島光浩
- ❁ 社会・援護局関係主管課長会議資料 平成30年3月1日（木）
法務省大臣官房秘書課再犯防止推進室
- ❁ 矯正施設退所者の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業）厚生労働省
www.mhlw.go.jp > ... > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 - [キャッシュ](#)
- ❁ 法務省：犯罪白書
www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html - [キャッシュ](#)



ご清聴ありがとうございました  17

＜令和元年度 厚生労働省社会福祉推進事業＞
一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック
2019年度 専門研修会 開催要綱

テーマ「やり直しができる社会を目指して」
～福祉と司法が手を携えて～

1. 開催趣旨

平成21年度から厚生労働省と法務省の共同事業として、罪を犯した障害者・高齢者の社会復帰支援となる「地域生活定着支援事業」が開始され、今年で10年が経過しました。

この間、司法・福祉における施策や法制度が目まぐるしく変化し「再犯防止推進法」の施行など、新しい法律や制度の施行も始まるなど、支援も新たなステージを迎えようとしています。

そうした半面、未だ矯正施設出所者に対する根強い偏見や、受け入れに対する不安等が地域や支援関係者にもあり、立ち直りに向けた環境づくり、体制構築が行き届かない現状もあります。

このような現状を踏まえ、本年度は「やり直しができる社会を目指して」をテーマに、地域生活定着促進事業の理解促進とネットワーク強化、受け入れ促進、支援者の技術の向上を目的に、関東・甲信越ブロック研修会を開催いたします。

2. 主催

全国地域生活定着支援センター協議会

3. 日時

2019年11月7日（木）13:00 ～ 11月8日（金）12:00

4. 会場

第1日目 JA長野県ビル（長野市大字南長野北石堂町1177番地3）

【全体会】アクティールホール

【情報交換会】13F しなの木

第2日目 長野市生涯学習センター（長野市大字鶴賀1271-3 WEST）

【分科会】大学習室1, 2 (TOiGO WEST 4F)

5. 定員

【全体会・分科会】200名（2日間とも）

【情報交換会】100名

6. 参加対象者

地域生活定着支援センター職員・福祉関係者・保健医療関係者・司法関係者・更生保護関係者・行政関係者・その他、関心のある方

7. 参加費

【全体会・分科会】無料（2日間とも）

【情報交換会】5,000円

※尚、駐車料金、交通費、宿泊費は自己負担でお願いします。

8. 参加申込み

別紙「参加申し込み票」に必要事項をご記入の上、2019年10月23日（水）までにFAXまたはe-mailでお申し込み下さい。

9. プログラム

【第1日目：全体会（JA長野県ビル アクティールホール）】

時間	プログラム	内容
12:00~13:00	受付	
13:00~13:10	開会挨拶	長野県 健康福祉部 地域福祉課 課長 町田 直樹 氏
13:10~13:50	会長挨拶	全定協会長 北岡 賢剛 氏
13:50~14:20	行政報告①	厚生労働省社会・援護局総務課 青木 出 氏
14:20~14:50	行政報告②	法務省保護局観察課 林 寛之 氏
14:50~15:05	休憩	
15:05~16:35	基調講演	白梅学園大学教授 堀江 まゆみ 氏 『地域で本人の「危機対応レジリエンス」を支えるために —支える人垣「TS ネット」と介入支援プログラム「SOTSEC-ID」実践から—』
16:35~16:45	閉会挨拶	全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック ブロック長 高津 努
16:45~16:50	事務連絡	
16:50~18:00	解散・移動	
18:00~20:00	情報交換会	(会場) 13F しなの木

【第2日目：分科会（長野市生涯学習センター 4F 大学習室1, 2）】

時間	プログラム	内容
9:00~ 9:30	受付	(分科会ごとに受付)
9:30~11:45	第1分科会	『なぜやり直すことができたのか？当事者と支援者に聴く』 CN:長野県地域生活定着支援センター 地域に居場所をみつけるまでにはどんな物語があったのか。支援者はどんな想いで寄り添ってきたのか。 当事者、そして様々な立場でその再生を見守ってきた支援者（大家、就労事業所 他）の声を聴き、その真情を紐解きながら、やり直しができる寛容な社会を実現するために必要な福祉支援のあり方を一緒に考えていきます。
	第2分科会	『支援プロセスの中から支援のヒントを探る』 CN:群馬県地域生活定着支援センター 事例発表者： ◆群馬県：社会福祉法人 太田松翠会 宿泊型自立訓練事業 かなやま青年寮 管理者 茂木 普照 氏 ◆山梨県：社会福祉法人 三富福祉会 ハロハロ相談支援部 所長 服部 敏寛 氏 ◆新潟県：新潟県地域生活定着支援センター センター長 本多 崇人 氏 罪を犯した障がい者・高齢者の実態を知らないがゆえに特別視してはいないでしょうか？彼らには特別な支援が必要なののでしょうか？ 3県（群馬・山梨・新潟）の福祉事業所、定着支援センターからの実践報告をもとに、事業所の基本姿勢や支援者の共通認識、アセスメント・トラブル対処方法など支援のポイントを会場全体で共有します。
11:45~12:00	閉会	分科会ごとに振り返り・まとめ・閉会
12:00	終了・解散	

10. その他

- ◎ 車椅子をご利用の方にご参加いただけるよう対応させていただきます。
- ◎ 本研修は『公益財団法人 ながの観光コンベンションビューロー』の支援を受けて開催しておりますので、ご宿泊は長野市内の施設をご利用くださいますようお願いいたします。

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

関東・甲信越ブロック研修会

「やり直しができる社会を目指して」

～福祉と司法が手を携えて～

開催日：2019年11月7日（木）

会場：JA長野県ビル アクティールホール

令和元年度厚生労働省社会福祉推進事業

<令和元年度 厚生労働省社会福祉推進事業>
 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック
 「やり直しができる社会を目指して」
 ～福祉と司法が手を携えて～

— プ ロ グ ラ ム —

時 間	内 容
13:00～	開 会 挨 拶 長野県 健康福祉部 地域福祉課 課長 町田 直樹 氏
13:10～	会 長 挨 拶 全国地域生活定着支援センター協議会 会長 北岡 賢剛
13:50～	行 政 報 告 ① 厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 青木 出 氏
14:20～	行 政 報 告 ② 法務省保護局観察課 調査官 林 寛之 氏
14:50～	休 憩
15:05～	基 調 講 演 『地域で本人の「危機対応レジリエンス」を支えるために ～支える人垣「TS ネット」と 介入支援プログラム「SOTSEC-ID」実践から～』 白梅学園大学教授 堀江 まゆみ 氏
16:35～	閉 会 挨 拶 全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック ブロック長 高津 努

【開 会 挨 拶】

長野県 健康福祉部 地域福祉課 課長 町田 直樹 氏

【開 会 挨拶】

全国地域生活定着支援センター協議会 会長 北岡 賢剛

【行政報告①】

厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 青木 出 氏

地域生活定着促進事業の現状と課題等について

令和元年11月7日
厚生労働省
社会・援護局総務課 青木 出

1

- 1 地域生活定着促進事業とは
- 2 地域生活定着促進事業の沿革
- 3 本事業の概要
- 4 本事業の位置付け等
- 5 本事業の課題
- 6 本事業をとりまく状況

2

1 地域生活定着促進事業とは

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者等を対象に、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協同しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施する事業

【事業の内容】

- 1 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務
- 2 矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行うフォローアップ業務
- 3 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- 4 1～3の業務を円滑かつ効率的に実施するための業務



【目的】

支援対象者の社会復帰及び地域生活への定着

(⇒その結果として再犯防止対策に資する)

2 地域生活定着促進事業の沿革

5-1 事業開始まで ～社会福祉と刑事司法の連携に関する動き(～平成21年まで)～

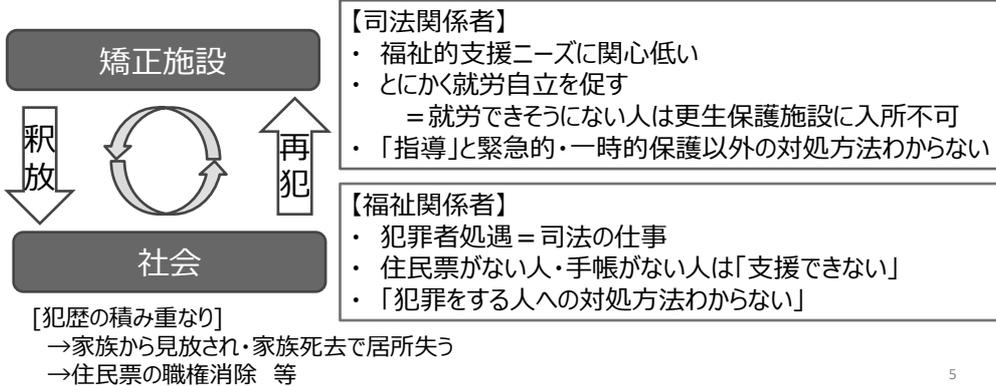
年月	できごと	社会福祉	刑事司法
14年	名古屋刑務所受刑者暴行死傷事件		行刑改革会議(法務省・15年12月報告とりまとめ)
15年7月			心神喪失者等医療観察法成立(17年7月施行)
15年12月	山本譲司著『獄窓記』出版		
16年～17年	保護観察対象者等による重大再犯事件(奈良、愛知、青森等)		更生保護のあり方を考える有識者会議(法務省・18年6月最終報告)
17年5月			監獄法改正(18年5月、19年6月段階施行)
17年12月		障害者自立支援法成立(18年10月施行) (現:障害者総合支援法)	
18年1月	下関駅放火全焼事件(知的障害のある累犯者による放火事件)		
18年4月		刑務所出所者等就労支援事業(法務省と厚生労働省の連携)	
18年～20年		「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(南高愛隣会)	刑務所に社会福祉士配置(19年から順次)
19年6月			更生保護法成立(専門的処遇プログラム等)(20年6月施行)
20年3月		刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議(20年9月とりまとめ)	
20年12月		「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(犯罪対策閣僚会議決定)	
21年～		地域生活定着支援センター設置開始(都道府県) 地域生活移行個別支援特別加算	指定更生保護施設(福祉職員の配置)

『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』

→次のような点が示される

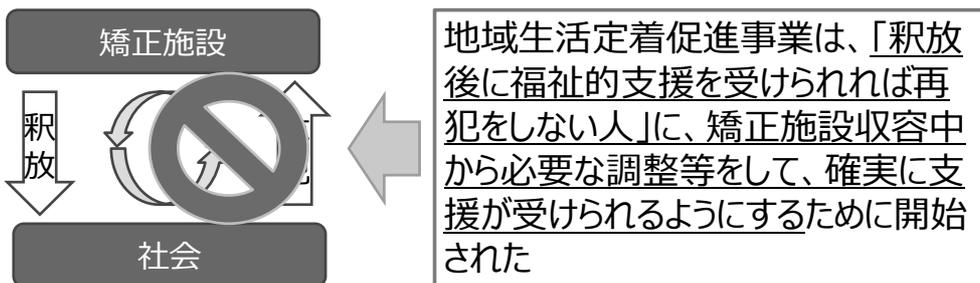
犯罪をした知的障害者の主な罪名は軽微(窃盗等)
受刑中に、出所後の福祉的支援につながる調整なし
釈放後に、支援が受けられず⇒生活苦から再犯し受刑

居所不安定、就労困難、福祉的支援なし・・・



5

2-2 地域生活定着促進事業の開始



6

参考 ～基本情報～

○ 刑事司法関係

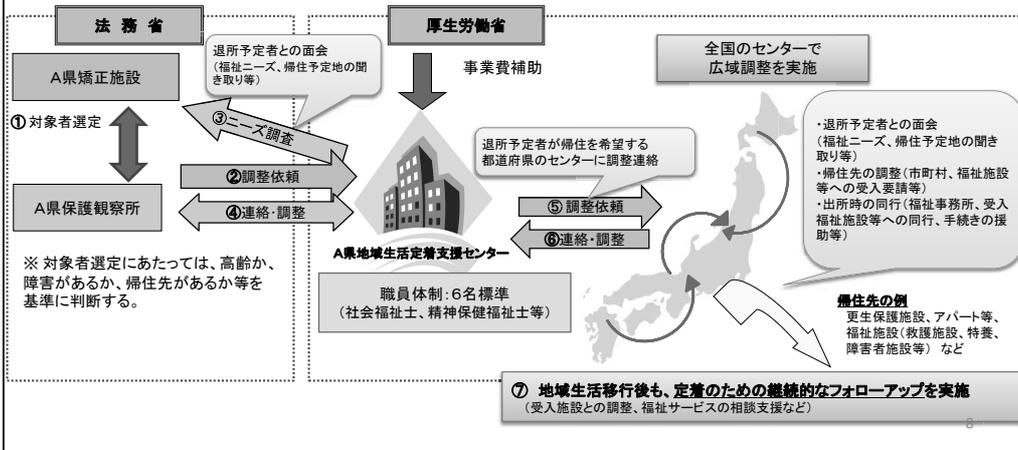
- ・ 入る矯正施設は**司法側**で決定される
(例えば、東京で事件を起こした者が北海道の刑務所で受刑することも)
- ・ 矯正施設に収容されると、**全員、法定の「生活環境の調整」**が行われる
(福祉的支援のニーズの有無を問わず、収容された者全員、保護観察所によって、釈放後の行き先はもちろん、就労・医療・福祉等の環境の調整が行われる)

○ 福祉関係

- ・ 実際にサービスの支給を決定するのは、**市区町村**の担当部署

3 地域生活定着促進事業の概要

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に**全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。**
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。(平成30年度は延べ1,342人のコーディネートを実施し、うち677人が受入先に帰住)



参考 ～制度の対象者(要件)～

地域生活定着促進事業の対象者

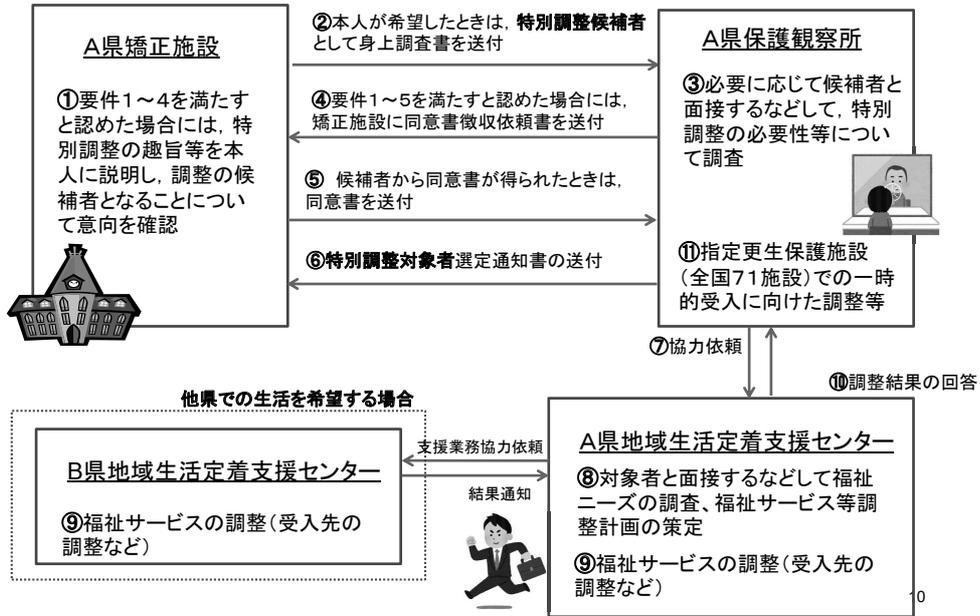
- 1 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者
- 2 その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの

特別調整に選定するための要件

以下の1～6の要件を**全て**満たすもの

- 1 高齢(おおむね65歳以上)又は身体障害, 知的障害若しくは精神障害があること
- 2 釈放後の住居がないこと
- 3 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- 4 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- 5 特別調整を希望していること
- 6 個人情報の提供に同意していること

参考 ～特別調整の手続（一般的な手続のフロー）～



4 地域生活定着促進事業の位置付け等

[本事業]
長期間の身柄拘束により地域とのつながりを失った人に、既存の福祉的支援を広域調整（スキル・社会資源の活用）

		社会内 （～逮捕～判決）	刑・保護処分執行	社会内 （釈放後）
支 援 ニ ーズ あ り	支援 同意 あり	※起訴猶予や執行猶予等により釈放される場合を含む	地域生活定着 促進事業	
	支援 同意 なし			

既存の
各種福祉的支援

本事業の意義・効果 →

主：受刑中の本人の真意に沿って福祉サービスを調整
地域・本人の混乱回避
従：結果として再犯防止に「寄与」

地域生活定着支援センターの設置の状況

- 原則各都道府県に1か所
 - 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可
 - 定額補助（＝補助率なし）
職員経費のほか、活動費（旅費、通信費、事務所経費等）を含む
 - 職員数6人「基準」 → 地域の実情に応じて柔軟な対応可
ただし、社会福祉士等の専門職 1人以上必置
- 平成23年度末に全都道府県に設置
 - 平成31年4月現在
委託 47ヶ所 → 社会福祉法人：32か所(社協 7か所)、
社団法人：10か所、NPO：5か所

地域生活定着促進事業のポイント

【コーディネート業務関係】

- ・ 保護観察所は、矯正施設被収容者全員に「生活環境の調整」を実施
↓
センターは、保護観察所長からの協力依頼を受けて対応
対象は、矯正施設被収容者の一部
- ・ 本人と会って計画を立案→帰る場所確保・福祉的支援への全国調整

【フォローアップ業務・相談支援業務関係】

- ・ 保護観察所は、釈放された希望者に期間限定で「更生緊急保護」を実施
↑↓
センターは、希望者・関係者からの依頼を受けて釈放された後に対応
- ・ 必要な助言等を実施 →都道府県内で釈放された人の生活をフォロー

【センター≠受け皿】

- ・ 既存の福祉サービスにつなぐ →市区町村その他の福祉関係者との連携必須

13

地域生活定着支援センターの支援状況（平成30年度中に支援した者）

1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、カッコ内は平成29年度の実績）

コーディネートを実施した者		1,342(1,426)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	677(751)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	523(537)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	142(138)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者	126(101)
	療育手帳または障害者手帳を取得していた者	350(361)
矯正施設入所中に、	介護保険または障害者自立支援の認定手続を行った者	235(235)
	療育手帳または障害者手帳を取得した者	107(113)

2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2,245(2,153)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	591(558)
	支援継続中の者	1,654(1,595)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	620(555)
フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	191(177)
フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者	102(95)

3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

相談支援を実施した者		1,454(1,369)
【内訳】	支援が終了した者	672(685)
	支援継続中の者	782(684)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	113(81)
相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	57(50)
相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者	25(13)

14

【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

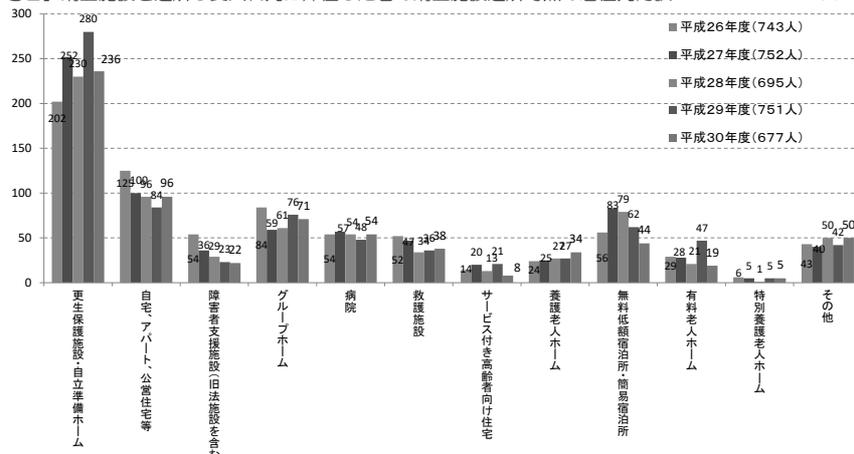
（単位：人）

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	36(37)	31(34)	29(42)	1(1)	4(6)	5(7)	0(0)	248(248)	354(375)
65歳未満	19(22)	112(133)	115(109)	6(13)	11(16)	55(61)	2(4)	3(18)	323(376)
合計	55(59)	143(167)	144(151)	7(14)	15(22)	60(68)	2(4)	251(266)	677(751)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※カッコ内は平成29年度の実績である。

【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

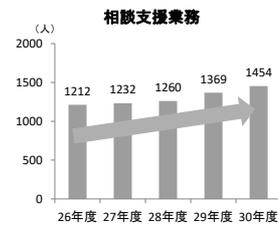
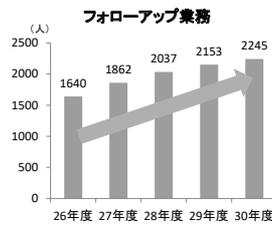
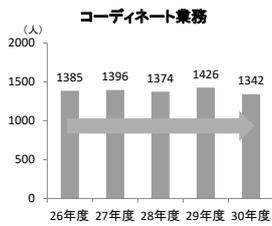
（単位：人）



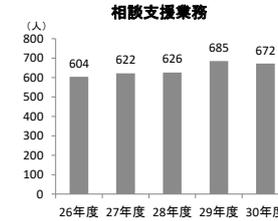
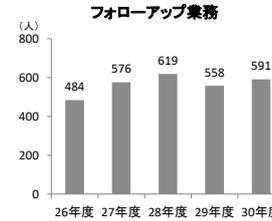
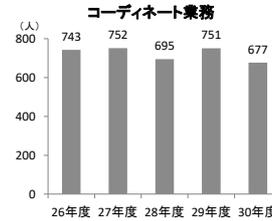
15

【参考3】地域生活定着支援センターによる業務別実施件数及び支援終了件数の推移（H26.4～H31.3）

1. 年度内支援実施件数



2. 年度内支援終了件数



相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。（電話相談のみは除外）

5 地域生活定着促進事業の課題

株式会社インターリスク総研「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業」（H29年度社会福祉推進事業）より
<http://www.irric.co.jp/reason/research/>

1) 司法との連携における課題

- 地域生活定着支援センター依頼前の調査・調整が不十分
- 高齢・障がいのサービスの必要性が判然としない事案や、医療機関の調整のみの依頼をされることもある

矯正施設・保護観察所ができること → 事前の十分な調査・調整
 釈放前のセンターにおける調整期間（最低でも6か月）の確保

2) 地域福祉との連携における課題

- 援護の実施者がなかなか決まらない
- 福祉施設等への受入が何度も断られるなどしている
- 地域へのパトナッチができず、フォローアップ業務が長期化している

※1 上記調査研究事業においても事例集として取りまとめられている
 ※2 基幹相談支援センター・相談支援事業所・自立支援協議会、地域包括支援センター・地域ケア会議等

福祉行政機関・福祉関係者ができること → センターと地域福祉の連携の好取組の共有（※1）
 矯正施設退所者への支援に係る理解促進のための研修開催
 相談支援機関（※2）での本来求められる機能に沿った支援

3) センター職員の人材育成における課題

- センター職員のうち、業務経験年数3年未満が約6割、福祉専門職は7割弱、2割弱が兼任職員
- ケース件数、困難事例の増加で職員育成の余力がなく、個々のセンターのみではノウハウの蓄積が困難

国・センターができること → 全国規模の研修で実践的な事例・ノウハウやツールの共有

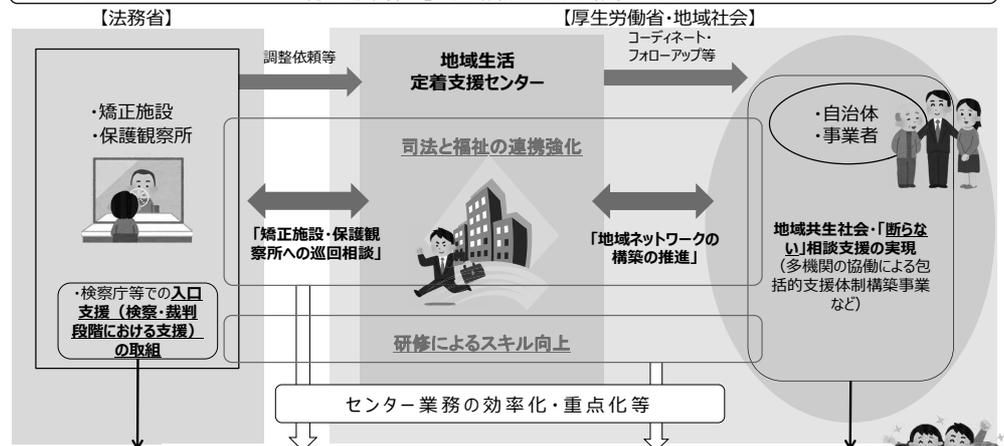
現状

矯正施設釈放時点では一時的な住居に居住せざるを得ないケースが約半数
 フォローアップによる支援期間が長期化

○ケース件数・困難事例の増加 ○犯歴による偏見が障壁 ○地域生活定着支援センター職員の育成が不可欠

背景

本事業の充実への高い期待 ~ 再犯防止推進法(再犯防止推進計画)、骨太の方針2019、自民党再犯防止推進特命委員会・超党派で再犯防止を進める議員連盟、自治体等



支援が必要で支援を求める人へ、より確実に支援
 （罪を犯した高齢者・障害者のより円滑な社会復帰の実現）

関係者間の適切な役割分担（地域生活定着支援センターだけでは抱えきれない課題）を踏まえた連携が不可欠！

・・・福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者につきましては、犯歴の有無を問わず、法令等に基づき、福祉的支援が適切に受けられる必要があると承知しています。

・・・地域生活定着促進事業の対象となっているか否かを問わず、違法行為をしたことをもって、福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者が必要な支援を受けられない事態を生じないよう、各地の実情を踏まえながら適切に対応されますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、省内関係部局（児童福祉施策・生活保護施策・生活困窮者自立支援施策・障害保健福祉施策・高齢者福祉施策）と調整済みです・・・

6 地域生活定着促進事業をとりまく状況

6-1 政府における再犯防止推進計画の策定

※平成30年12月15日閣議決定

○ 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

- ・ 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数（出典：法務省調査）
基準値704人（平成28年度）

○ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- ・ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等
法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

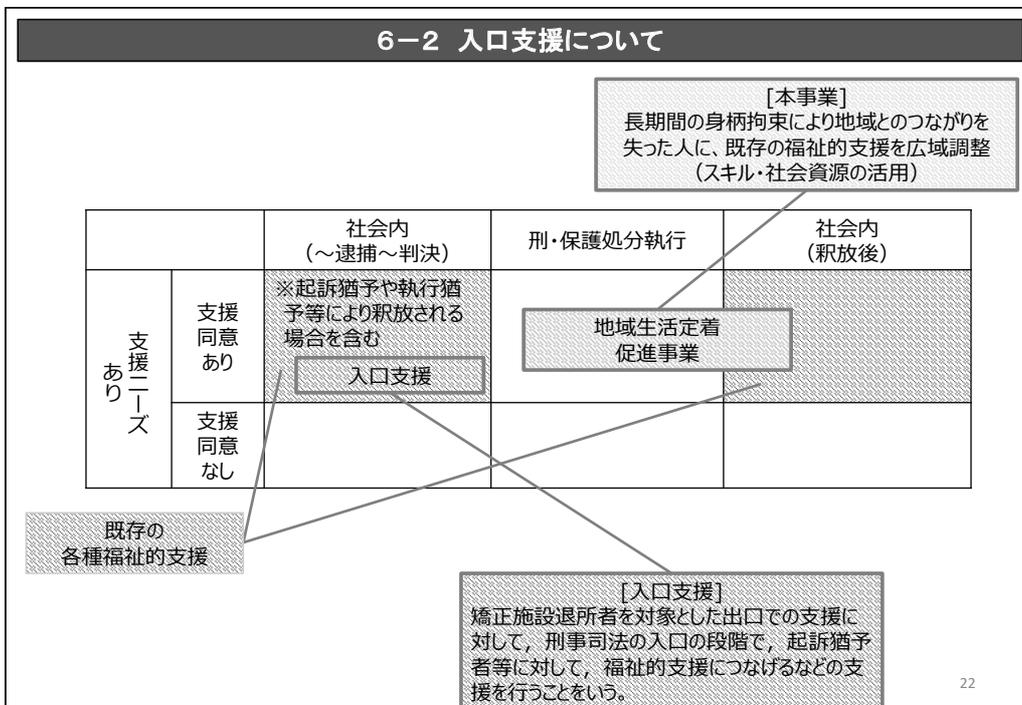
(○ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（続き）)

- ・ 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け
厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】
- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討
法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

○ 地方公共団体との連携強化等のための取組

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

6-2 入口支援について



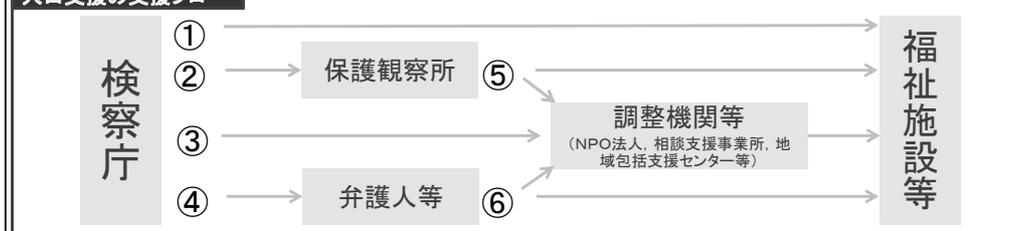
入口支援について

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） 第3章 1. (2) ③イ
法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、**2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。**

【入口支援とは】

- 入口支援とは、障害のある又は高齢の被疑者等の福祉的支援を必要とする者について、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、刑事司法の入口の段階で、福祉的支援につなげる取組。
- 入口支援の対象である起訴猶予者等の多くは、比較的軽微な犯罪（万引き、無銭飲食等）で、犯罪傾向が進んでいないことから、早期介入による支援で犯罪の常習化を防ぐことができる。
- 一方で、以下の理由等により本来福祉サービスが必要である入口支援の対象者が円滑に福祉につながっていないという課題がある。
 - ①各福祉制度について知識が乏しく、アセスメントが不十分であることから、本人や司法関係機関等が申出などを行う先が各福祉制度の窓口とマッチせず、適切な福祉サービスを提供できない。
 - ②障害受容がない、住居がないなどの事情から、福祉サービスにつながりにくい
 - ③地域で孤立している
 - ④釈放まで短期間での調整が必要
- センターでは、入口支援を相談支援業務の一部として位置付けているのが現状

入口支援の支援フロー



6-3 地域共生社会の実現に向けた取組

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
◆市町村による包括的支援体制の制度化
◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：
◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

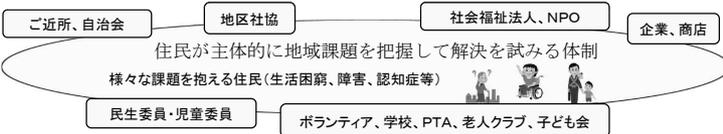
- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

25

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

(1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みるができる体制を構築することを支援する。



平成31年度予算 28億円 (200自治体)
平成30年度予算 26億円 (150自治体)
平成29年度予算 20億円 (100自治体)

地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防災・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

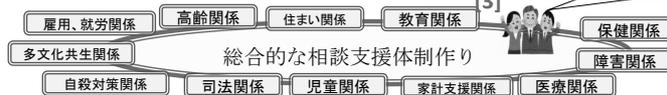
- 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援
- [1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に実えていくような働きかけ)
- [2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※)
※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.22閣議決定)
小中学校区等の
住民に身近な圏域
で、住民が主体的
に地域課題を把握
して解決を試みる
体制づくりの支
援。

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。



相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

26

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(※)

(※) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

27

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地域・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテマリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

<p>I 丸ごと相談（断らない相談）の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施） ・断らない相談支援 ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など） ・地域における伴走体制の確保 <p>※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進 ・地域におけるひきこもり支援の強化 	<p>II 地域共生に資する取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進 ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等 ・民間からの資金調達促進 ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進 ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進
<p>III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進 ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス支援 	

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ(抄)

1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、**専門職の伴走型支援**により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで包摂を実現していく視点
- ・地域社会に多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を進める視点
- の両方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、**つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実**が求められる。

2 具体的な対応の方向性

(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- **福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。**
- ・断らない相談支援 ・参加支援（社会とのつながりや参加の支援） ・地域やコミュニティにおけるケア・支え合い関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるように仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

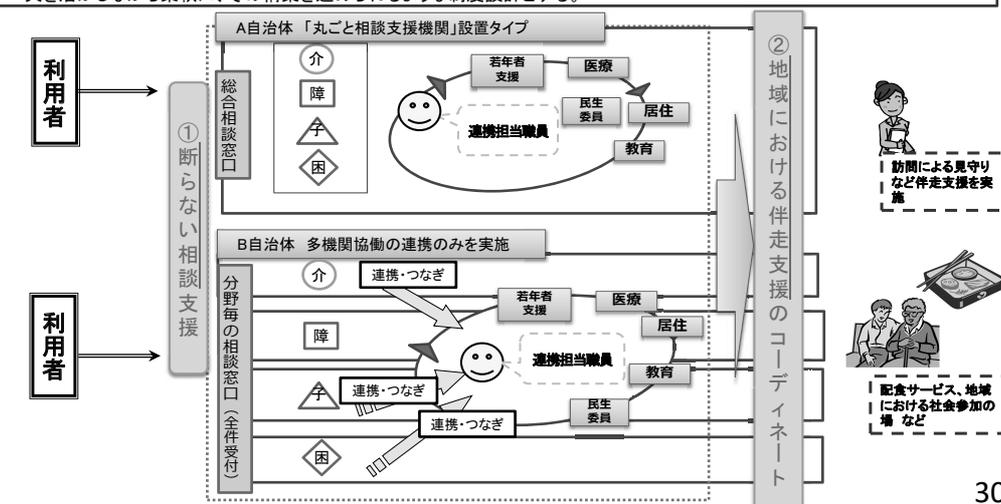
- 地方創生施策やまちづくり施策などの分野との連携を進めるとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、**地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことで「プラットフォーム」を構築**するとともに、「プラットフォーム」におけるつづきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

3 今後の主な検討項目

- ・参加支援の具体的な内容
- ・包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・広域自治体としての都道府県の役割
- ・保健医療福祉の担い手の参画促進

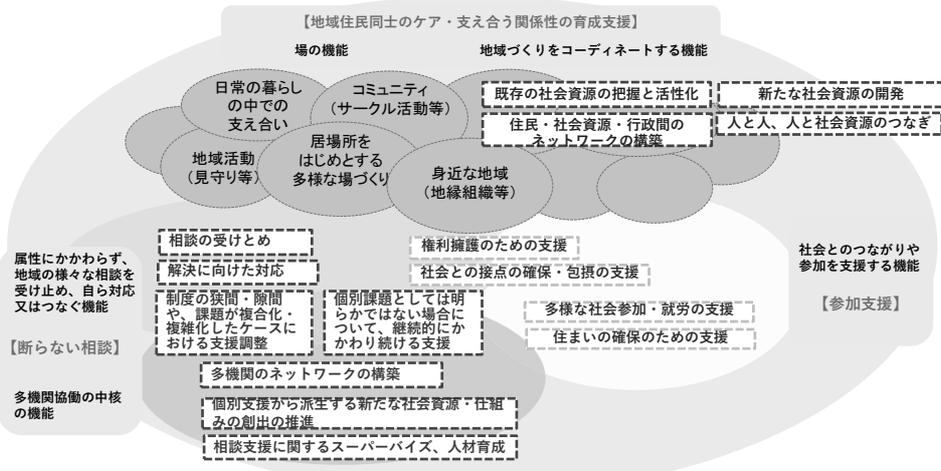
丸ごと相談（断らない相談）の実現
～包括的な支援のための新たな仕組みの検討～

- 8050問題など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、市町村において断らない相談支援を中心とした包括的な支援体制を構築する。
- また、多様な経路で社会とつながり参加する機会を確保する観点から、断らない相談支援と併せ、個人のニーズに合わせた就労支援、居住支援などの“出口支援”や、地域における伴走体制の確保のための取組を実施する。
- 各自治体における包括的な支援体制は、地域ごとの資源の状況などの多様性を踏まえる必要があり、各自治体が、創意工夫を活かしながら柔軟に、その構築を進められるような制度設計とする。



◆これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、

- 社会とのつながりや参加を基礎とした個人々の自律的な生
- 地域やコミュニティにおける包摂を目指すことができる。

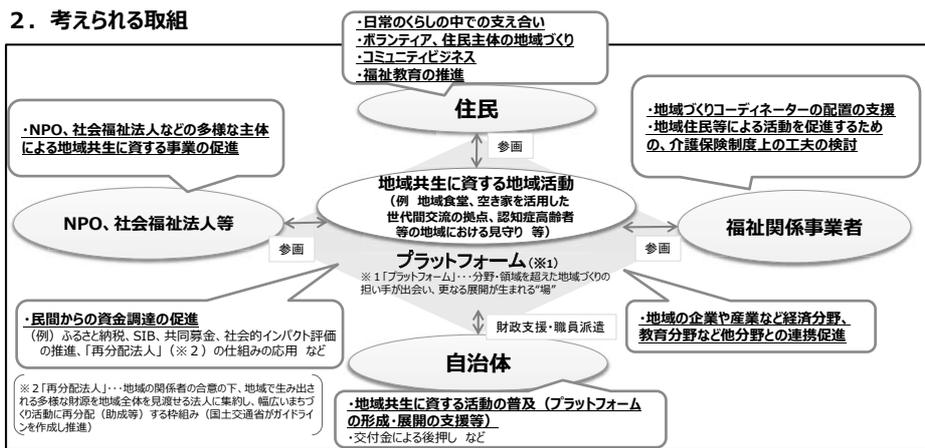


地域共生に資する取組の促進

～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

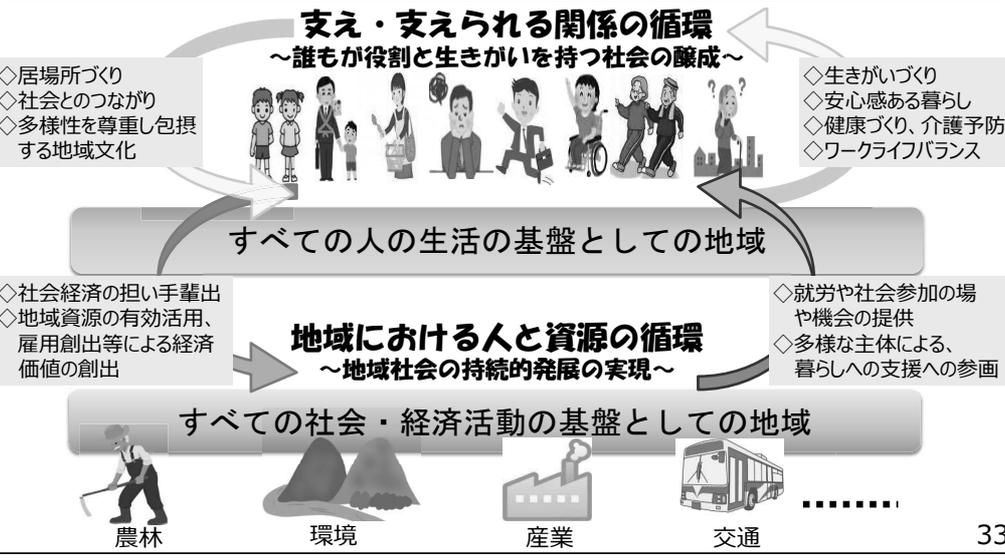
1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



6-5 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について

生活困窮者等の自立を促進するための

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

- (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
 - ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
 - ② 都道府県等の各都府県で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用動奨を行う努力義務の創設
 - ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設
- (2) 子どもの学習支援事業の強化
 - ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化
- (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）
 - ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

- (1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援
 - ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付
- (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
 - ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
 - ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化
- (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援
 - ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
 - ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施
- (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日* 等）4

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

- ・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- ・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用動奨の努力義務の創設

- ・事業実施自治体の各都府県（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用動奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

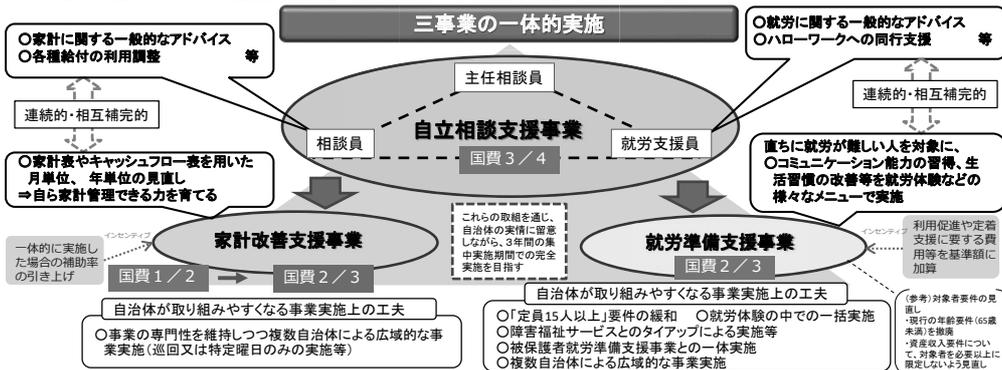
- ・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
- （※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- ・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- ・就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる（1/2→2/3）。
- ※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

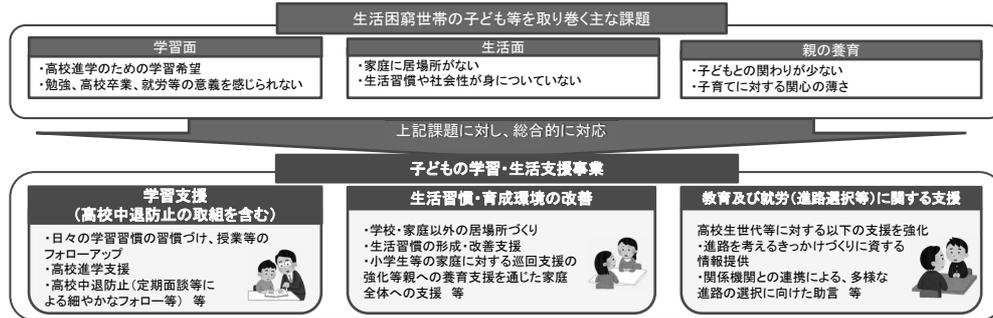
- ・都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助（補助率：1/2）
- ・現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助（補助率：3/4）。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

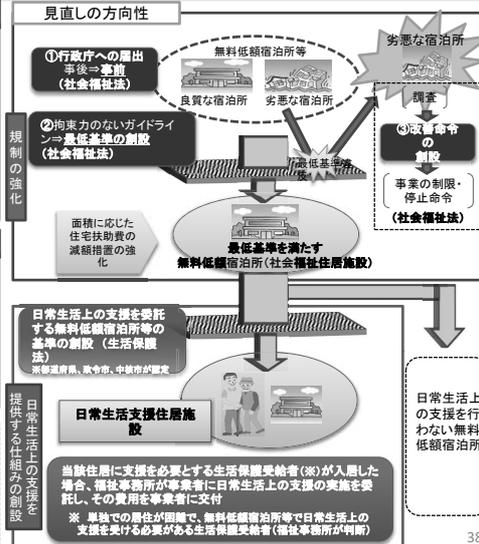
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
 - ① 無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
 - ② 現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
 - ③ 最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
 - ◆ 福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537、入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
 - 居室面積: 743㎡未満200施設(43%) ガイドラインの基準: 7.43㎡以上
 - 7.43~15㎡未満217施設(47%) 住宅扶助面積減額対象: 15㎡以下
 - 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:
 - 食費 453施設(84%) 28,207円
 - その他の費用 469施設(87%) 15,597円
- 結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が5万円未満



【行政報告②】

法務省保護局観察課 調査官 林 寛之 氏

行政報告②

～保護観察所の役割と特別調整など～

全国地域生活定着支援センター協議会

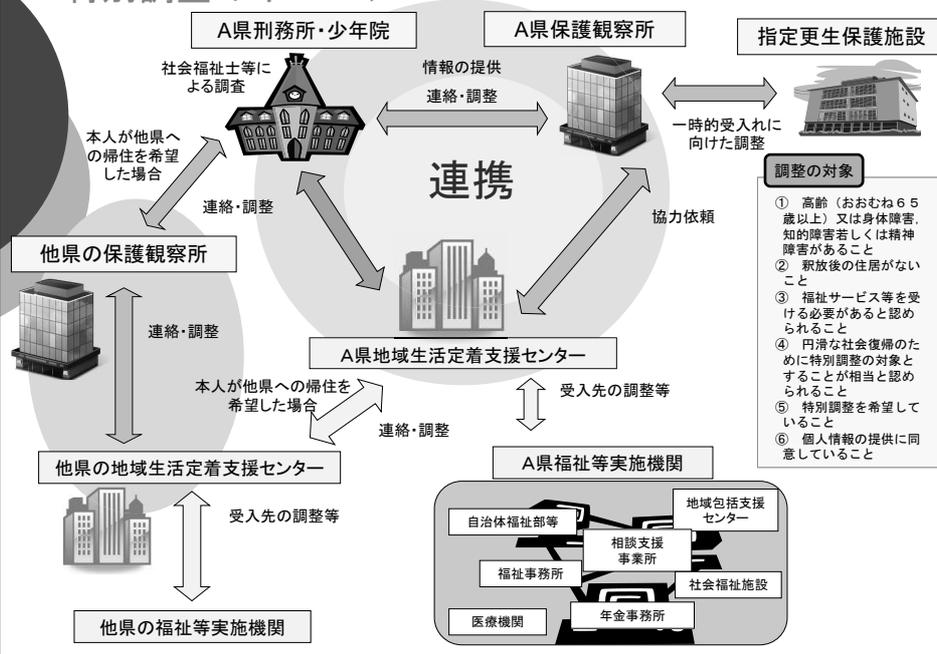
関東・甲信越ブロック 2019年度専門研修会

令和元年11月7日

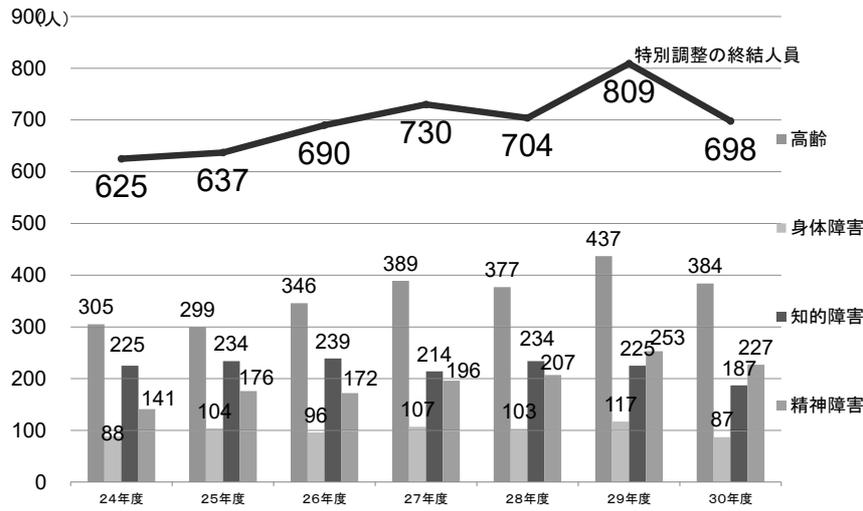
法務省保護局観察課調査官 林 寛之

1 地域生活定着支援センターと保護観察所

特別調整のイメージ



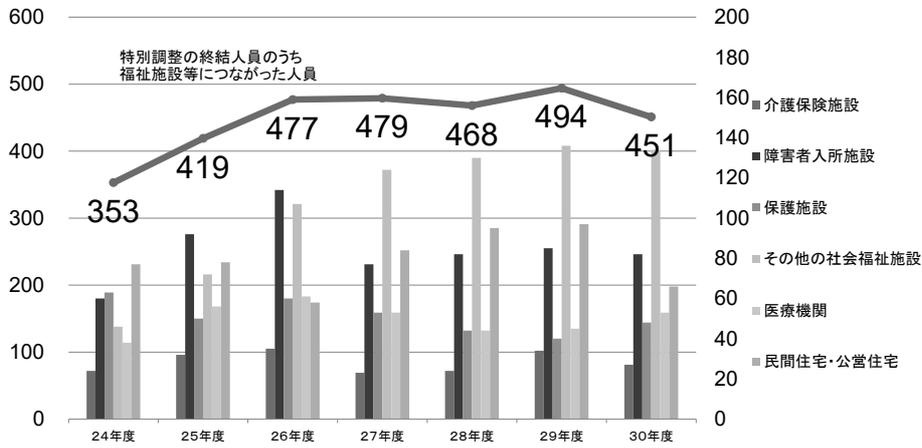
特別調整の終結人員の推移



- 注1 法務省保護局の資料による。
 2 「特別調整の終結人員」には、特別調整の希望の取下げ、死亡等によるものを含む。
 3 棒グラフは、障害等の別に内訳を計上したものである（重複があるため、合計数は総数に一致しない。）。

4

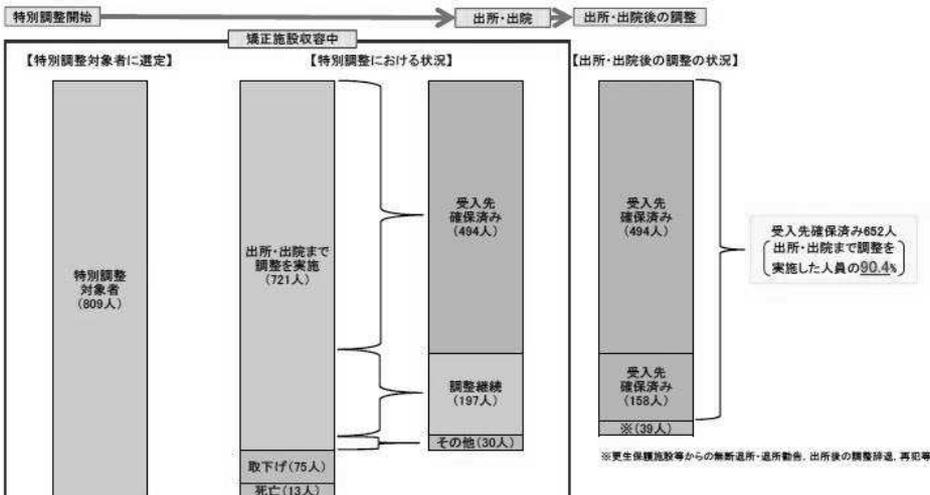
特別調整により福祉施設等につながった人員の推移



- 注1 法務省保護局の資料による。
 2 棒グラフは、帰住先となった施設等の別に主な内訳を計上したものである（表示した施設等以外の帰住先もあるため、合計数は総数に一致しない。）。
 3 図中の「介護保険施設」は介護保険法に基づく介護老人福祉施設等を、「障害者入所施設」は障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等を、「保護施設」は生活保護法に基づく救護施設等をいう。

5

特別調整及び出所・出院後の調整の状況（平成29年度）



- (注)1 特別調整とは、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターが連携して、高齢又は障害のため自立が困難な矯正施設入所者に対し、釈放後直ちに福祉サービスにつなげ、円滑な社会復帰を図るための手続であり、出所・出院後も地域生活定着支援センターが引き続き受入先の調整を行っている。
 2 上図は、平成29年度中に出所等した特別調整対象者(809人)の収容中及び出所・出院後の調整の状況である(保護局調査による。)
 3 「受入先確保済み」は、福祉施設等につながった人員である。
 4 「調整継続」は、出所・出院後も引き続き調整がなされる人員である(調整中は更生保護施設等が一時的に受入れ)。
 5 「その他」には、経理等から調整が困難であった者や、出所・出院直前に調整を辞退した者等が含まれる。

6

2 福祉的支援などをめぐる 保護観察所の最近の動き

7

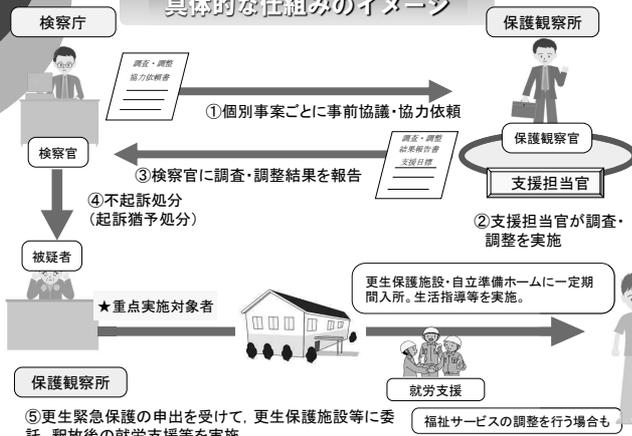
起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等

概要

検察庁と連携の上、重点的な社会復帰支援を必要とする者を処分前に保護観察所が見極め、その対象として選定された起訴猶予者(重点実施対象者)に対し、保護観察所が、継続的かつ重点的に生活指導等を行った上で福祉サービスの調整、就労支援等の社会復帰支援を実施
 <平成27年4月、全国50庁の保護観察所で試行開始>

- ✔ 再犯防止の観点から、刑事司法の入口段階における社会復帰支援を充実強化
- ✔ 特に支援の必要性が高い者(重点実施対象者)に対し、保護観察所が継続的かつ重点的な更生緊急保護を実施
- ✔ 検察庁は、保護観察所が実施した調査・調整を踏まえることにより、従来以上に刑事政策の目的に配慮した処分が可能に

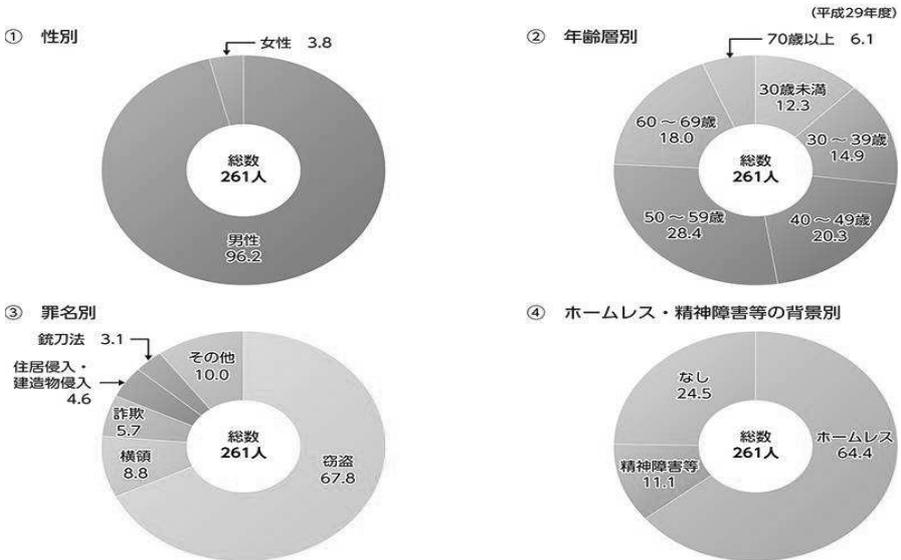
具体的な仕組みのイメージ



- ・起訴猶予者のみが対象。
- ・更生保護施設等に必ず委託。
- ・全国で年間約450人(H29)を支援。
- ・40代～60代の男性が主。
- ・ホームレスの人が多。
- ・就労支援を行い、住込み就労先やアパートに自立している人が多い。

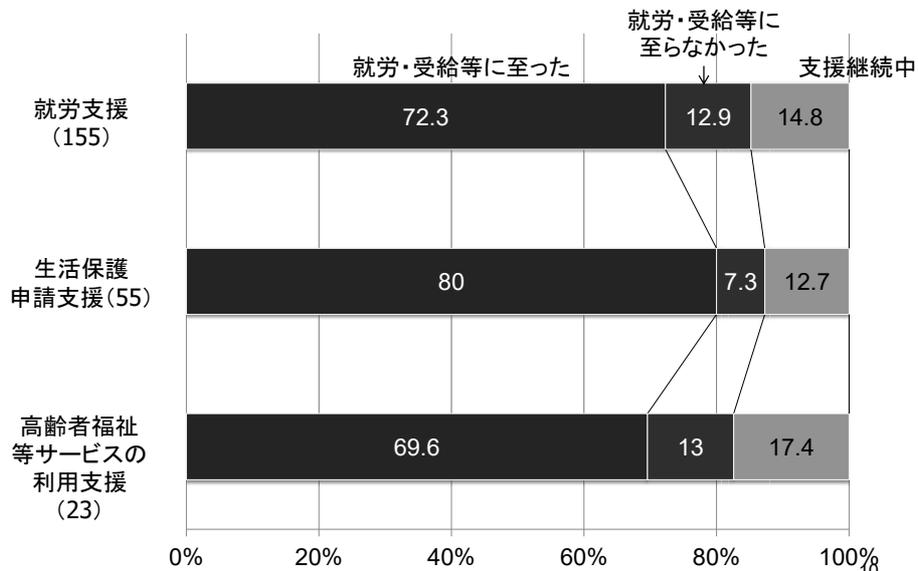
起訴猶予となって釈放された人を、更生保護施設等へ委託して支援する仕組みです。就労支援が中心となっています。

7-5-3-2図 更生緊急保護の重点実施の試行の対象者の状況



注: 1 法務省保護局の資料による。
 2 ③において、「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 ③において、「その他」は、暴行、傷害等である。
 4 ④において、「ホームレス」と「精神障害等」の両方に該当している場合は、「ホームレス」として計上している。
 5 ④において、「精神障害等」は、精神障害、知的障害、身体障害等である。

更生緊急保護の重点実施の試行の実施結果 (平成29年度)

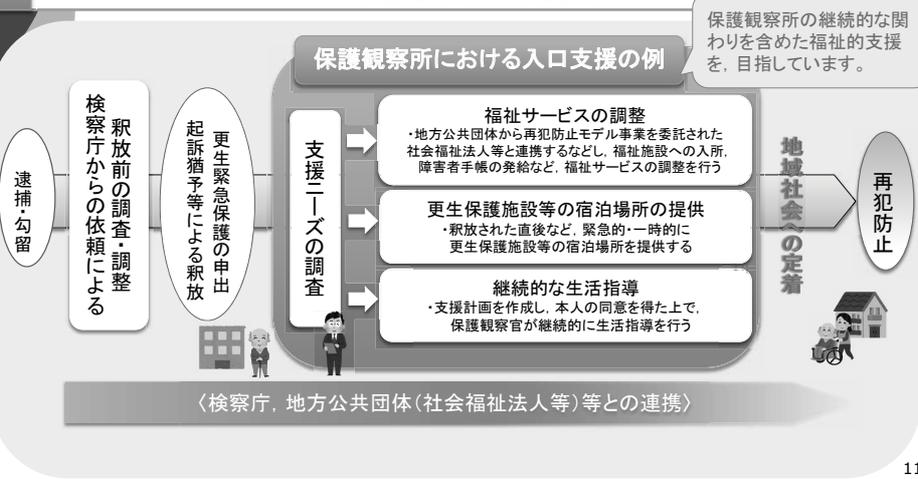


注 平成30年版犯罪白書による。

保護観察所における入口支援の新たな枠組み～更生緊急保護の活用～

保護観察所が、本人からの更生緊急保護*の申出に基づき、起訴猶予等となり釈放された人のうち、高齢・障害により福祉サービス等(例えば、福祉施設への入所、障害者手帳の発給等)を必要とする人や、薬物等への依存からの回復支援を必要とする人に対し、検察庁や地方公共団体等と連携し、それぞれに必要な支援を行う。

再犯防止推進法第17条(犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの等)について、適切な福祉サービス等が提供されるよう、関係機関と保護観察所との連携の強化に必要な施策を講ずる)の要請などを踏まえ、平成30年4月から開始。



11

「特別支援ユニット」の新設

◆特別支援ユニットの新設
「保護観察所における入口支援」を実施するために、平成30年4月、「特別支援ユニット」を新設。
H31.5現在、22か所の保護観察所に設置。保護観察官が所属。

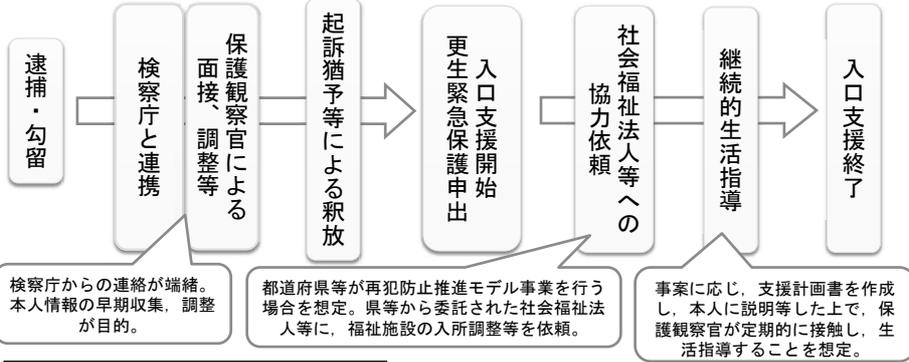
◆特別支援ユニットの役割
特別支援ユニットは、原則として、「保護観察所における入口支援」のほか、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を担当する。

◆関係機関との連携
入口支援、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を円滑に実施するため、地域生活定着支援センターを始め、地方公共団体、地域の福祉関係の諸機関・団体等とのネットワークを形成することを目指している。

12

「保護観察所が行う入口支援」の一例

保護観察所が行う入口支援は特別支援ユニットが実施



特別支援ユニットの設置庁（22庁）

特別支援担当統括保護観察官設置庁	札幌、仙台、宇都宮、さいたま、東京、名古屋、大阪、神戸、岡山、広島、高松、福岡、長崎
地域再犯防止推進モデル事業実施自治体（入口支援関係）対応庁	盛岡、さいたま、名古屋、大津、大阪、鳥取、松江、高松、福岡、長崎
その他保護観察所長の判断による設置庁	盛岡、長野、大津、鳥取、松江、山口、徳島、松山、鹿児島

※令和元年5月16日時点

保護観察所が行う入口支援の実施状況等（平成30年度）

○保護観察所が行う入口支援対象者数（平成30年4月から平成31年3月まで）

性別	要件										検察庁との事前協議あり	支援担当官による面接あり	継続的生活指導あり	生活保護申請あり	支援の結果（複数選択可）									
	更生緊急保護の該当要件					福祉の支援の必要性（複数選択可）									障害者福祉に係るサービスの利用支援	介護・高齢者福祉に係るサービスの利用支援	その他福祉サービスの利用支援	実物等への依存からの回復支援	就労支援	更生保護施設又は自立準備ホームへの入所支援	その他			
男性	女性	起訴猶予	単独猶予	罰金・科料	その他	高齢	身体障害	知的障害	精神障害	薬物等依存	その他													
113	103	10	85	12	13	3	64	8	21	27	2	6	103	38	70	32	11	1	5	2	20	78	34	

今後とも更生保護との連携をよろしく
お願い申し上げます！



更生ペンギンのホゴちゃん

【基調講演】

『地域で本人の「危機対応レジリエンス」を支えるために

- 支える人垣「TS ネット」と

介入支援プログラム「SOTSEC-ID」実践から -』

白梅学園大学教授 堀江 まゆみ 氏

《プロフィール》



【経歴】

通園施設等で心理相談にたずさわった後、1993 年より白梅学園短期大学教員。1999 年におきた施設暴力事件に関わり、裁判終了後、法人再建のために社会福祉法人理事長（東京・愛成会）となる。全日本手をつなぐ育成会理事・権利擁護委員会委員（～1999 年 5 月まで）。権利擁護研究として、厚生労働科学研究「地域社会における障害のある人のためのセーフティネット構築およびセルフアドボカシー支援」、社会安全財団研究「発達障害のある青年の非行・犯罪予防に向けた非行リスク要因の分析およびメンタルヘルスと特別支援教育における非行・犯罪予防ワークショッププログラムの開発」「障害触法行為者の支援に向けたトラブルシューターと性犯罪再犯防止 SOTSEC ID」主任研究者）などに取り組んできた。

現在は、権利擁護・成年後見活動のための「NPO 法人 PandA-J」代表を基盤に、地域の親の会活動（育成会、自閉症協会）や弁護士、新聞記者たちと権利擁護活動を研究し実践している

『地域で本人の「危機対応レジリエンス」
を支えるために
—支える人垣「TSネット」と
介入支援プログラム「SOTSEC-ID」
実践から—』

堀江まゆみ

白梅学園大学
NPO法人PandA-J
(代表理事) mayumi@shiraume.ac.jp



I 危機対応レジリエンス

誰にでもレジリエンスは
存在する。
触法に関わってしまう人たちは、
歯車が小さい、
あるいはかみ合っていない
⇒歯車を動かし始めること、噛み合わせる
ことが、立ちあおりの支援のひとつ

レジリエンスとは心の弾性、サバイバル

レジリエンスとは

・

・ 「弾力性、回復力」

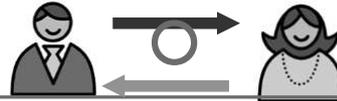
・心理学用語としては、自己の置かれた苦境
にもかかわらず、ぐんぐんと大成してゆく
心理特性を意味する。困難に耐えて自分自
身を修復する力や心の回復力、適応する力。

・

レジリエンス（弾力性）

■ 困難な状況にさらされ、ネガティブな心理状態に陥っても、重篤な精神病理的な状態にならない、あるいは回復できるという個人の心理面での弾力性をいう（無藤・森・遠藤・玉瀬,2004）

1. 内面共有性（悩みを話すなど）
2. 活動実効性（失敗してもあきらめずにもう一度挑戦する）
3. 楽観性（困ったことが起きてても良い方向性に持っていく）
4. 周囲から援助されている



レジリエンスに働きかけることが大切。

レジリエンス（心の弾性、サバイバル）

■ レジリエンス 心の弾性が働くポイント

① 新しい情報を楽しむ力

今までの自分や概念の閉塞感（どうしようもない困難さ）の殻を抜け出せる知識、はっとする気づき。楽しめる機会と環境

② 自己を表現する力

自己を表現する能力がプラスとなり、同時に孤独感や失意に対する強力な救いとなる事実を考える。



POINT

自己表現を通じて周囲から適切な励ましや助けを受けることは、自己に対する信頼感を高めることにもつながる（自己効力感）

レジリエンス（心の弾性、サバイバル）

■ レジリエンス 心の弾性が働くポイント

③ 他人となじみやすい性格

人間関係をスムーズに行うスキルを幼少期から身につけることになる。良好な対人関係・コミュニケーション能力

④ 情緒的サポートをしてくれる人

「親類や教師・先輩・友人・アドバイザーなどの存在」
親身になって愛情をそそぎ、声援を送ってくれる人たち！



POINT

4つのポイントを、周りが支え、本人が発揮する機会があれば、心の弾性が働いてくれる